

令和6年度版
(2024年度版)

事業概要

名古屋市児童福祉センター

目 次

児童福祉センターの概要	1
1 基本理念	2
2 沿革	3
3 機構及び事務分掌	6
4 施設の規模	8
5 事業内容一覧	9
6 区域及び施設配置図	11
各部門の事業実績	12
1 児童相談所	13
(1) 業務の概要	13
ア 相談の種類と内容	13
イ 相談援助活動の流れ	14
ウ 援助の種類と内容	15
(2) 事業実績	16
2 中央療育センター	17
(1) 療育相談部門	17
ア 相談	17
(ア) 新規来所相談	17
(イ) 初診前サポート	20
イ 療育グループ	21
(ア) 就園前グループ	21
(イ) 並行グループ	23
(ウ) 相談グループ	24
(エ) 親グループ	24
ウ 相談支援	25
エ 関係機関との連携・地域支援	25
(ア) 関係機関との連携	25
(イ) 講座の開催	26
(ウ) 巡回療育	26
(エ) 訪問療育	27
オ 愛護手帳	27
(2) 診療部門	28
ア 心療科	28
イ リハビリテーション科・整形外科	30
ウ 耳鼻いんこう科	31
エ 歯科	33

才 眼科	34
力 訓練	35
(ア) 理学療法	35
(イ) 作業療法	38
(ウ) 言語聴覚療法	41
キ 検査	43
(3) 通園部門	45
ア みどり学園	45
(ア) 園児の概況	45
(イ) 療育の状況	47
(ウ) 保護者との連携・支援	48
(エ) 卒・退園児およびその保護者の支援	50
イ わかくさ学園	51
(ア) 園児について	51
(イ) 療育について	53
(ウ) その他	56
ウ すぎのこ学園	57
(ア) 園児の概況	57
(イ) 療育指導の概況	60
(4) 企画調整部門	63
ア 地域療育センターの運営に係る基準等	63
イ 地域療育センターの運営に係る調整	63
ウ 早期子ども発達支援の質の向上、均質化のための研修等	64
エ その他	64
3 くすのき学園（児童心理治療施設）	65
(1) 在園児の概況	65
(2) 入園児	66
(3) 退園児	66
(4) 心理治療	66
(5) 生活指導	68
(6) 学校教育	71
(7) その他の事業	74
4 発達障害者支援センター（りんくす名古屋）	76
(1) 相談業務	76
(2) 人材育成・普及啓発	77
(3) 情報発信	81
(4) 関係機関等との連携	81
(5) 地域マネージャー事業	81
(5) 事業の実施状況	82

第1

児童福祉センターの概要

基 本 理 念
沿 革
機 構 及 び 事 務 分 掌
施 設 の 規 模
事 業 内 容 一 覧
区 域 及 び 施 設 配 置 図

1 基本理念

名古屋市児童福祉センター基本理念

名古屋市児童福祉センターは、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等の趣旨を実現するとともに市民の皆さんの信頼に誠実に応えるため、次の通り基本理念を定めます。

- すべての児童をかけがえのない存在として尊重し、児童の最善の利益を最優先します。
- 児童の人権を擁護し、自己実現を援助します。その職務を遂行する過程で知りえたプライバシーを保護します。
- 専門的知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供します。
- 医療、保健、教育その他児童福祉に関連する機関等と積極的に連携し、協働します。

平成15年6月

2

沿革

- 昭和31年 6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
- 昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）
所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
- 昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
- 昭和38年 4月 民生局で児童福祉に関する総合対策を実施
- 昭和38年 8月 次長を置く
- 昭和41年 4月 児童福祉の総合対策に関する調査費計上
- 昭和41年 9月 名古屋市児童福祉審議会に「児童福祉センターの在り方」を諮問
- 昭和42年 4月 「措置係」を新設
- 昭和42年 7月 名古屋大学教育学部大西誠一郎教授研究室に「児童福祉センターの在り方」に関する調査委託
- 昭和42年 9月 調査委託報告書提出
- 昭和42年 12月 名古屋市児童福祉審議会が「児童福祉センターの在り方」を答申
- 昭和43年 4月 児童福祉センターの内容、建設用地等を具体的に検討
- 昭和44年 1月 国立八事療養所跡地（国有地）を用地として内定
- 昭和44年 2月 民生局内にプロジェクトチームを作り、センター構想の具体案作成
- 昭和44年 6月 建設規模運営等に関する具体的事項確定（プロジェクトチーム解散）
- 昭和44年 7月 補正予算で建設費計上、国有地払下げ設計等を進める
- 昭和45年 4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町 国立八事療養所跡地）
- 昭和46年 2月 開設準備事務開始
- 昭和46年 3月 第1期工事完了（児童相談所本館、付設一時保護所、中央児童館及び付設遊園地完成）
- 昭和46年 5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）
児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
新設の「健全育成係」が、中央児童館の業務を担当
年度内に第2期工事（肢体不自由児通園施設、昭和児童交通遊園）完了
- 昭和47年 5月 わかくさ学園（肢体不自由児通園施設）開所（4日）
中央児童館付設遊園地に昭和児童交通遊園開所（4日）
心身障害児（者）家庭奉仕員（ホームヘルパー）配置
年度内に第3期工事（情緒障害児短期治療施設、精神薄弱児通園施設）完了
- 昭和48年 5月 児童福祉センター完工式（26日）
- 昭和48年 6月 くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）開所（1日）
くすのき学園に「治療係」、「生活指導係」の2係設置
市立滝川小学校分教場併設
- 昭和48年 8月 所長以下3課2学園11係に機構改革（24日）
「管理課」（新設）－庶務係、「管理係」（新設）、健全育成係
「相談課」（新設）－相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
「医務課」（新設）－「医務係」（新設）
くすのき学園－治療係、生活指導係
「わかくさ学園」－療育係から改称
次長制廃止

- 昭和49年 4月 「みどり学園」（精神薄弱児通園施設、昭和区下構町に既存）がセンター内に移転（8日）
所長以下3課3学園11係
- 昭和49年 6月 センター内に、心身障害児対策協議会が発足、療育事業の在り方を検討
- 昭和50年 1月 在宅心身障害児の療育事業（拠点療育）開始
最初の拠点を瑞穂児童館とし、心身障害係、医務係から要員派遣
- 昭和51年 4月 くすのき学園の児童定員を入所部35名、通園部15名に変更
- 昭和52年 4月 療育グループの体系化を図る
- 昭和55年 4月 医務課を「療育室」と改称、「療育係」新設 療育事業の整備充実を図る
- 昭和57年 10月 難聴幼児通園施設の設置及び心身障害児の診断、検査、訓練のための療育棟建設に着工
- 昭和58年 3月 療育棟完成
- 昭和58年 5月 障害児療育の一元化を図るため機構改革により療育室再編
「障害児総合通園センター」発足
療育室 …「相談指導係」（心身障害係を改称）、療育係、医務係、みどり学園、
わかかさ学園、「すぎのこ学園」（新設）
すぎのこ学園（難聴幼児通園施設）開所（11日）
- 昭和59年 4月 くすのき学園中学生措置児童受入れ開始 年度内に市立川名中学校分教場併設
- 昭和60年 9月 相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
- 昭和63年 5月 児童遊園地内に財団法人日本宝くじ協会寄贈遊具による「わいわい広場」完成
- 平成 2年 3月 くすのき学園プレイルーム・談話室新築
- 平成 3年 6月 くすのき学園中学校棟・中央児童館ボランティアルーム完成
- 平成 4年 4月 ひきこもり・不登校児童対策事業開始
- 平成 9年 4月 児童福祉専門員配置
5月 児童虐待電話相談事業開始
- 平成10年 4月 相談課の機構改革（1日） 措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、
指導係、判定指導係に再編
- 平成11年 4月 みどり学園 精神薄弱児通園施設→知的障害児通園施設
- 平成12年 4月 障害児等ホームヘルプサービス事業を各区に移管
児童虐待対応協力員配置
- 平成13年 1月 のびのび子育てサポート事業開始
のびのび子育てサポート事業従事嘱託員（1名）配置
- 平成13年 4月 相談課に「主査」を配置
8月 中央児童館内になごや子育て情報プラザを設置
- 平成14年 4月 相談課に児童虐待防止班を設置
児童相談協力員（2名）配置
- 平成16年 4月 児童虐待対応協力員1名→2名配置
里親支援員（1名）配置
子育て支援コーディネーター2名配置
- 平成17年 3月 一時保護所を敷地内移転改築
4月 相談課に主幹（児童虐待対策）配置
- 平成18年 4月 療育室相談指導係内に「発達障害者支援センター」の機能を設置
- 平成19年 4月 診療所機能の充実のため、療育室医務係から総合診療室医務係に再編
療育室相談指導係から、発達障害者支援室を新設
9月 「なごや子育て情報プラザ」が中区矢場町ナディアパーク内に移転し、
「子ども・子育て支援センター758キッズステーション」として新たにオープン
- 平成20年 4月 里親委託推進員（1名）配置
- 平成22年 3月 中央児童館閉館に伴い「管理課」健全育成係廃止（31日）
4月 「くすのき学園」治療係及び生活指導係廃止、副園長を配置
5月の移転に伴い、「情緒障害児学級」が市立滝川小学校から市立川原小学校に移管

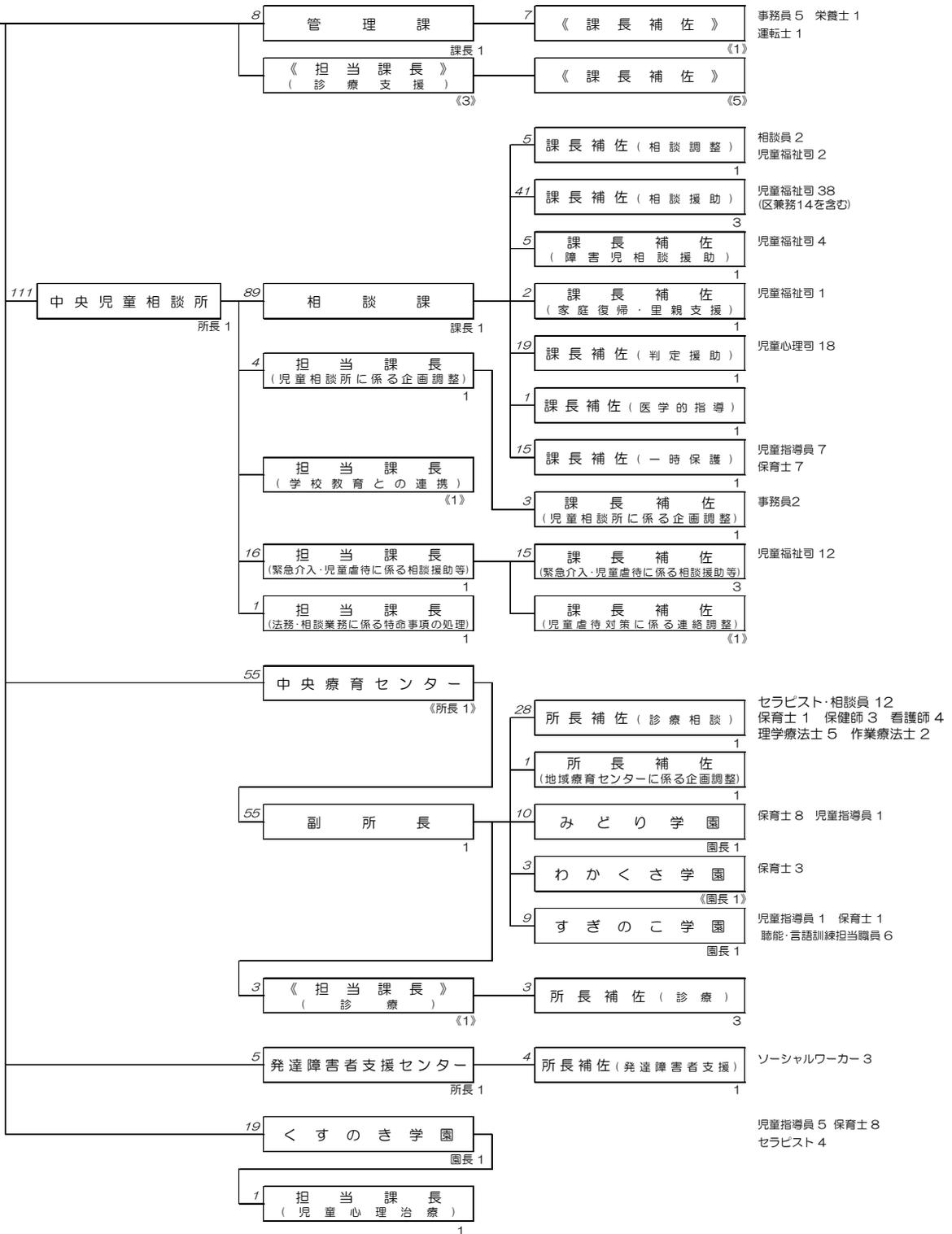
- 平成22年 5月 新庁舎（昭林区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に「西部児童相談所」を新設。同日、機構改革。
「管理課」庶務係及び管理係廃止→「管理課」事務管理係
「総合診療室」廃止
「相談課」相談係→相談調整係
指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係
判定指導係→判定援助係
「療育室」→「中央療育センター」
「療育室」相談指導係廃止
療育係→療育相談係
「診療係」を新設し、「主幹（診療）」を配置
- 平成23年 4月 相談課に「主査（児童虐待対策に係る連絡調整）」を配置（愛知県警察官併任）
- 平成24年 4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く
虐待緊急介入班として主幹1名、主査1名、主事1名、嘱託職員2名を配置
わかかさ学園 肢体不自由児通園施設→医療型児童発達支援センター
みどり学園 知的障害児通園施設→福祉型児童発達支援センター
すぎのこ学園 難聴幼児通園施設→福祉型児童発達支援センター
- 平成25年 4月 くすのき学園「情緒障害児学級」が、市立川原小学校分校、市立川名中学校分校となる
中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各1名）を配置
家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
- 平成26年 4月 相談課に「主査（医学的指導）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各1名）を配置
- 平成27年 4月 相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置
相談課に「主査（家庭復帰・里親支援）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（中区に1名）を配置
「中央療育センター」療育相談係及び診療係廃止→診療相談係
中央療育センターに「主査（診療）」を配置
- 平成28年 4月 相談課相談援助係に第4係を増設
中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各1名）を配置
- 平成29年 4月 相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、主事2名を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（昭林区に1名）を配置
くすのき学園 情緒障害児短期治療施設→児童心理治療施設
- 平成30年 4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各1名）を配置
中央療育センターに「主査（作業療法指導）」を配置
5月 緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設、相談課相談援助第4係を廃止
- 平成31年 4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（守山区志段味支所に1名）を配置
「発達障害者支援室」廃止→「発達障害者支援センター」
中央療育センター「主査（作業療法指導）」廃止
- 令和2年 4月 中央療育センターに「主査（診療）」を1名増員
くすのき学園 副園長を廃止
- 令和3年 4月 相談課に「主査（障害児に係る相談援助等）」を配置
相談課に「主幹（学校教育との連携）」を配置（教育委員会併任）
- 令和5年 4月 中央療育センターに「主査（地域療育センターに係る企画調整）」を配置

3

機構及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)

199
児童福祉センター
所長 1



※ 数字は職員数(定数外職員、再任用短時間職員及び会計年度任用職員を除く。)
《 》は兼務(区兼務を除く)、併任等で職員数には含まない。

【児童福祉センター】

【管理課】

- (1) センターの庶務及び経理（相談課相談調整系の主管に属するものを除く）
- (2) センターの事務に係る調査、統計及び企画（相談課相談調整系の主管に属するものを除く）
- (3) 診療報酬の請求手続
- (4) センターの施設及び敷地の管理
- (5) 入所者の給食
- (6) 所長の指定する診療に係る支援及び指導
- (7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと

【担当課長（診療支援）】

- (1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導

【中央児童相談所】

【相談課】

- (1) 中央児童相談所の庶務及び経理
 - (2) 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
 - (3) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
 - (4) 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施
 - (5) 児童の相談・通告・送致等の受付
 - (6) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡
 - (7) 同居児童の届出の受理
 - (8) 児童記録票及び関係書類の整理保管
 - (9) 児童及び家族の調査及び指導
 - (10) 児童福祉施設への入所その他児童の措置
 - (11) 措置等に係る関係機関との連携
 - (12) 一時保護の決定
 - (13) 里親
 - (14) 児童の家庭療育の普及
 - (15) 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整
 - (16) 施設入所等児童の家庭生活への復帰
 - (17) 児童の心理学的判定（中央療育センター診療相談系の主管に属するものを除く）
 - (18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター診療相談系の主管に属するものを除く）
 - (19) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等
 - (20) 児童の一時保護
 - (21) 一時保護児童の生活観察及び生活指導
 - (22) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
 - (23) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
 - (24) 児童虐待の防止及び対策
 - (25) 中央児童相談所長の指定する相談業務
 - (26) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助
- 【担当課長（児童相談所に係る企画調整）】
- (1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
- 【担当課長（学校教育との連携）】
- (1) 児童相談所に係る学校教育との連携
- 【担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
 - (2) 児童虐待の防止及び対策
 - (3) 中央児童相談所長の指定する相談業務
- 【担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】
- (1) 相談業務に係る法務
 - (2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【中央療育センター】

- (1) 児童に関する療育相談、看護及び指導
- (2) 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定
- (3) 児童に対する療育に関する医療の提供
- (4) 児童に関する療育訓練
- (5) 愛護手帳の交付に係る判定
- (6) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画
- (7) 地域療育センター間の連携の推進
- (8) 中央療育センターの診療
- (9) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【担当課長（診療）】

- (1) 中央療育センターの診療
- (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【みどり学園】

- (1) 主として知的障害のある児童の療育指導
- 【わかかさ学園】
- (1) 主として肢体不自由のある児童の療育指導
- 【すぎのこ学園】
- (1) 主として難聴児の療育指導

【発達障害者支援センター】

- (1) 発達障害者の医学的指導
- (2) 発達障害者の相談及び支援
- (3) 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- (4) 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- (5) 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【くすのき学園】

- (1) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導
 - (2) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導
- 【担当課長（児童心理治療）】
- (1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導

4

施設の規模

区 分	児童福祉センター		児童定員
	面積	内 訳	
中 央 児 童 相 談 所	1,989.01 ^{m²}	相談・管理 1,989.01 ^{m²}	人 —
	1,060.05	一時保護施設 817.36	25
		厨房 242.69	—
		園庭 (656.70)	—
中 央 療 育 セ ン タ ー	3,506.94	3通園 1,354.51	—
		みどり学園	30
		わかくさ学園	40
		すぎのこ学園	30
	診療所 1,671.77	—	
	療育指導部 480.66	—	
くすのき学園 〔児童心理〕 〔治療施設〕	3,158.67	治療・生活指導 1,879.97	50
		小学校 513.77	—
		中学校 531.80	—
		室内運動場 233.13	—
発達障害者 支援センター	211.48		—
延床面積小計	9,926.15		—
その他の施設	169.11	附属棟 169.11	—
延床面積合計	10,095.26		—
敷地面積合計	11,828.83		—

附属棟内訳

駐車場屋根
 駐輪場屋根
 ポンプ室
 廃棄物置場
 屋外倉庫
 運転士詰所

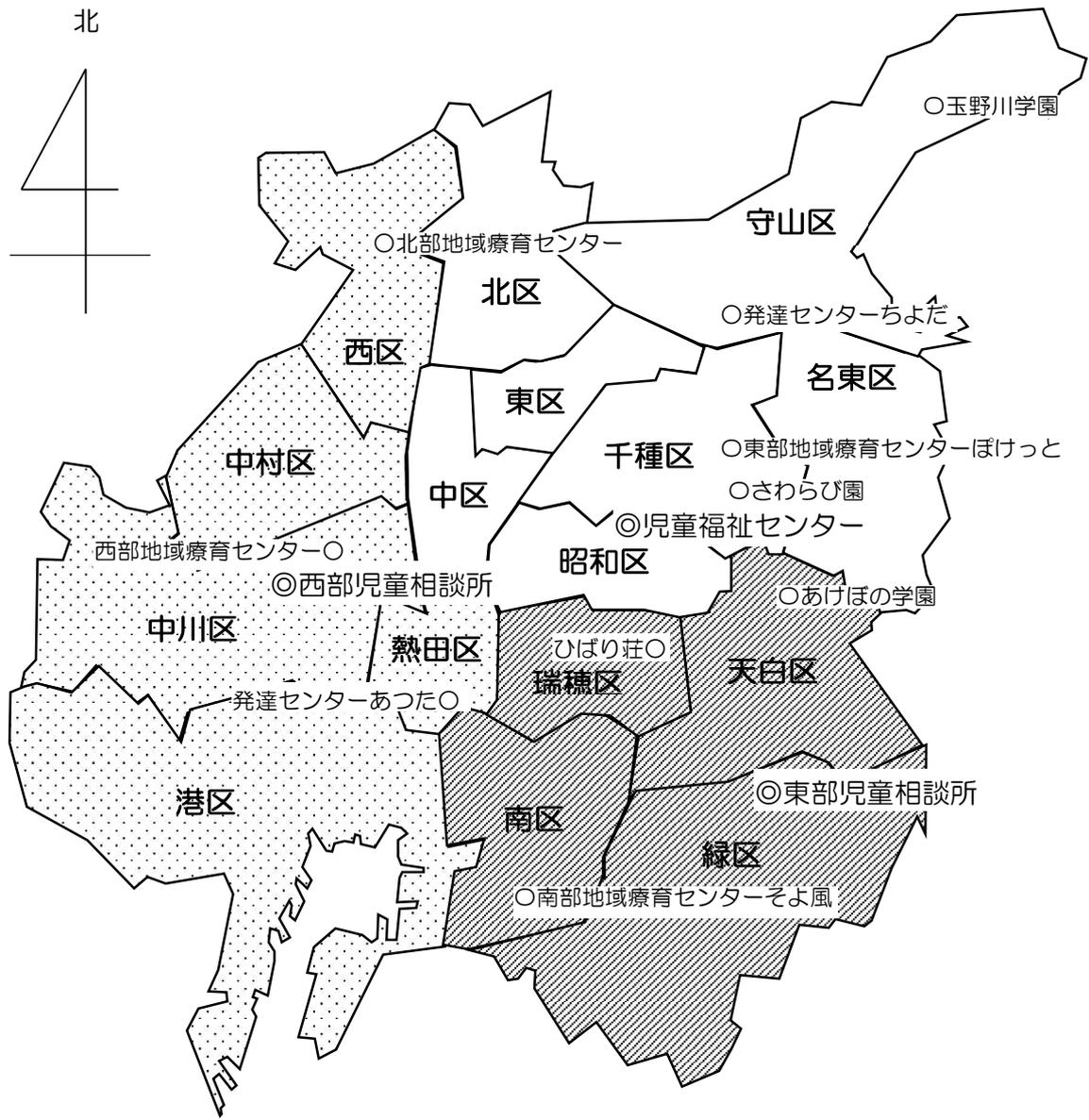
5

事業内容一覧

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運営等	
中央児童相談所	相談課	<p>児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行う。管轄区域は名古屋市北東部（千種、東、北、中、昭和、守山、名東）の7区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。</p> <p>（事業開始 昭和31年11月）</p> <p>一時保護所 児童福祉法第12条の4により設置され、子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。</p> <p>児童定数 25</p>	<p>児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。</p> <p>児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。</p> <p>子どもの一時保護に際しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導 <p>を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。</p> <p>夜間は、指導員 1、保育士 1、会計年度任用職員 1による夜勤体制をとっている。</p>	管理課
	中央療育センター	<p>障害児の早期発見と早期療育の中核的機能を果たすことを目的としている。障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な治療を行う。</p> <p>障害児の療育を円滑かつ総合的に実施するために障害児関係施設、保健センター、病院等関係機関との密接な連携を図っている。</p> <p>愛護手帳判定機関として判定業務を行っている。</p> <p>（事業開始 昭和58年5月）</p>	<p>障害児相談、診断、検査、判定</p> <p>障害児に関するあらゆる療育相談に応じ、医師、聴能言語訓練担当職員、セラピスト等を配置し、総合的専門的な診断、検査、判定体制をとっている。</p> <p>グループ療育 障害の状態等に応じ、「早期」「相談」「就学前」「並行」の区分でグループ療育を実施している。</p> <p>個別療育 それぞれの障害に応じ、各専門職による療育指導を行っている。</p> <p>専門職の派遣 障害児関係施設・機関へスタッフを派遣し、療育援助及び連携の強化を図っている。</p>	
	<p>主に知的障害の子ども（おおむね満2歳以上、就学前）の通所療育施設。基本的な生活能力、集団への適応性の向上を目指す。</p> <p>全市16区のうち、中区、昭和区及び天白区の児童が対象である。</p> <p>児童定数 30 （事業開始 昭和32年9月）</p>	<p>児童指導員と保育士が、子どもの年齢や特性に応じたクラスを担当している。食事、排泄、着替え、手洗い、歯磨き等基本的な日常生活習慣を身につけるとともに、音楽・体育・自由あそび・造形・歩行訓練・機能訓練等を通じて療育を行っている。</p> <p>また、保護者に対しても、保護者学習会、保護者参観等を行っている。卒退園児のアフターケアにも努めている。</p>		

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運営等	
中央療育センター	わかかさ学園 (医療型児童発達支援センター)	<p>運動発達に遅れがある、日常的に医療的ケアが必要となる児童が保護者と通う児童発達支援センター。一人ひとりの障害や特性、発達に応じた支援を児童と保護者に行い、保護者と一緒に登園し他の園児や職員と安心して過ごす経験を通じ、表現力や豊かな心、社会性を育む。</p> <p>全市域対象 児童定数 40</p> <p>(事業開始 昭和47年5月)</p>	<p>親子の通園施設として、医師、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士が一体となって、個々の子どもの障害や症状に応じた訓練(理学療法・作業療法)、様々な療育(プール療育、スヌーズレン、音楽療法等)、行事を行っている。</p> <p>また、保護者との個人懇談や進路ガイダンス、各種学習会等を行っている。卒退園児のアフターケアにも努めている。</p>	管理課 人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
	すぎのこ学園 (福祉型児童発達支援センター)	<p>聞こえに障害のある子どもたちのコミュニケーションやことばの力を育てることを目的として、保護者と通ってもらう施設。補聴器を適合して残存聴力を活用したり、聴力の適切な管理を行うことや集団の中でやりとりする楽しさを体験することで、社会参加意欲を高めるとともに、やりとりの力をつけ、ことばを習得する手助けを行う。</p> <p>また、保護者にも訓練・療育の場や勉強会に参加していただくことで難聴に対する知識を深めてもらう。</p> <p>児童定数 30 (事業開始 昭和58年5月)</p>	<p>親子の通園施設として、言語聴覚士、児童指導員、保育士が一体となって、聞こえに障害のある子どもたちの訓練・療育を行うとともに、地域療育センターとして、聴覚・言語障害児のためのことばの相談、保険診療による聴力検査、言語検査、外来訓練を行っている。</p> <p>また、保護者に子どもへの接し方、聴覚やことばの発達、補聴器のしくみなど必要な知識や家庭での訓練方法を指導している。</p>	
くすのき学園(児童心理治療施設)	<p>心理的問題を抱え、日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもたちに対して心理治療、生活指導及び学校教育を総合的に行う治療施設。</p> <p>全市域対象で、小・中学生が入所または通所している。</p> <p>生活棟で起居する入所部(定数35)、家庭や施設等から通う通所部(定数15)、必要に応じて心理治療等を行う外来(定数の定めはない)とがある。</p> <p>(事業開始 昭和48年6月)</p>	<p>【心理治療】はセラピストが担当し、「個人心理療法」的な治療技法を中心として、遊戯療法、カウンセリング等を行う。児童への心理治療と併行して家族へのガイダンス、カウンセリング等もなされる。また地域、学校との連携、環境調整のためのケースワークを必要に応じて行う。</p> <p>【生活指導】は児童指導員及び保育士が担当する。寮の日常生活、レクリエーション、グループワーク等を介して社会性を伸ばすとともに、担当職員との個別のかかわりを通じて情緒の安定と成長を援助する。</p> <p>【学校教育】は、地域の小・中学校の分校で行う。児童ひとりひとりの学習意欲や学力に応じつつ、その力を引き出していく学習活動を行う。</p>		
発達障害者支援センター	<p>平成17年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立。子どもから大人までの発達障害者の支援を行い、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とネットワークを作る。</p> <p>(事業開始 平成18年4月)</p>	<p>相談業務 発達障害者本人や家族、関係者等の相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいる。</p> <p>人材育成 支援者を養成するための研修や講師派遣を行っている。</p> <p>普及啓発・情報発信 発達障害者について理解を深めるために市民向け講演会等を開催したり、ガイドブック等を作成している。</p> <p>地域支援マネージャー事業 地域支援機能の強化のため、機関コンサルテーション事業と研修会を行っている。</p>		

6 区域及び施設配置図



- 中央児童相談所
- 西部児童相談所
- 東部児童相談所

第2

各部門の事業実績

児 童 相 談 所
中 央 療 育 セ ン タ ー
く す の き 学 園
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー

1

児童相談所

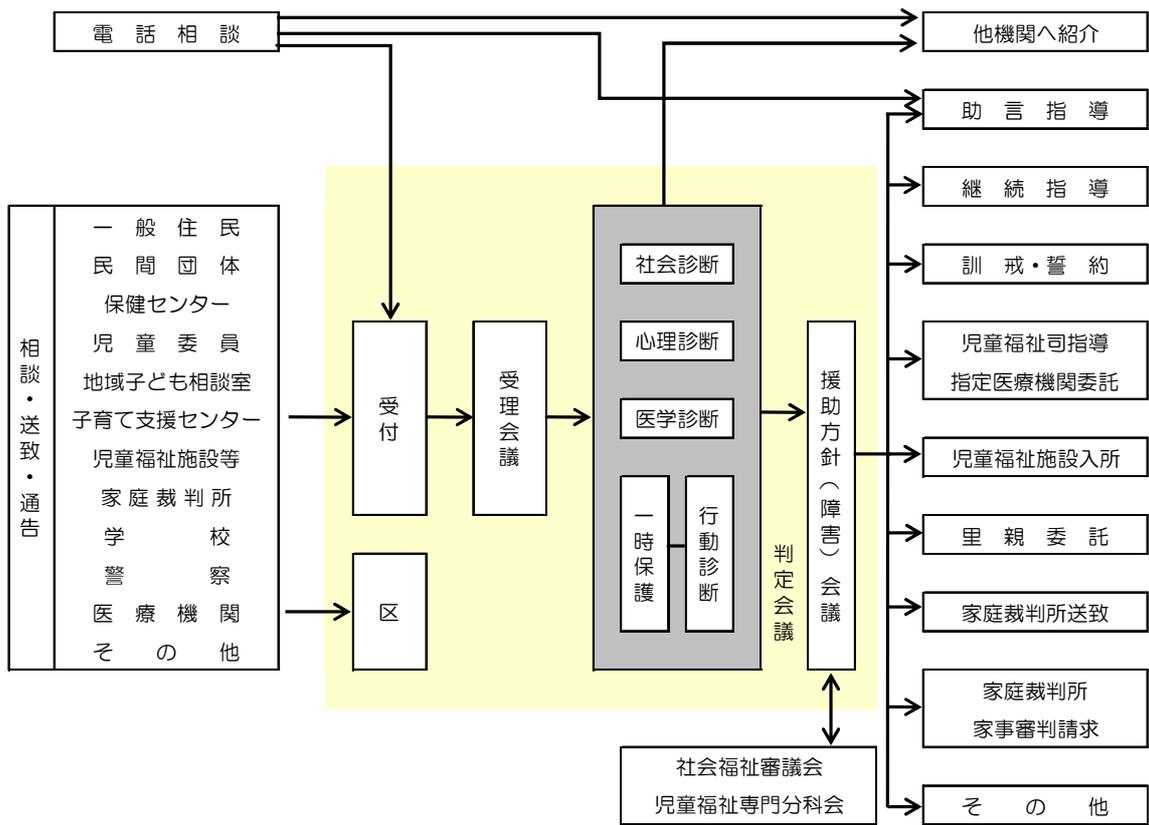
(1) 業務の概要

ア 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談	
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	自閉症等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行相談	＜犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の＜犯行為、問題行動のある子ども、警察署から＜犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く。）
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

イ 相談援助活動の流れ



ウ 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
障害児相談支援事業を行う者の指導		障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。	
	訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。	
	里親	家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
	小規模住居型児童養育事業を行う者への委託 (ファミリーホーム)	家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。	
	児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託	家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
	児童自立生活援助の実施 (自立援助ホーム等)	義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等(小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認められたもの)について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。	
	市町村(区)送致	児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、児童相談所から市町村へ事案を送致する。	
	福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。	
	家庭裁判所送致	触法少年及びびぐ少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合(児童福祉法第27条第1項第4号)。児童自立支援施設入所中等の子ども等の行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合(児童福祉法第27条の3)に行う。	
	家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認(児童福祉法第28条)や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

(2) 事業実績

これまで、児童福祉センターの事業概要に掲載していた中央児童相談所・西部児童相談所の事業実績については、平成30年度版から「名古屋市児童相談所事業概要」として事業概要を作成することとなったため、割愛する。

2 中央療育センター

(1) 療育相談部門

中央療育センターにおける相談の入口が、療育相談部門である。主に電話で相談受付をし、内容に応じて診察を行い、会議を経て方針を決定している。就学前児童は、中・昭和・瑞穂・熱田・天白の5区を、学齢児新規相談は全市を担当している。

また、療育グループ、相談支援業務、関係機関との連携を行うとともに、18歳未満を対象とした全市の愛護手帳判定業務を行っている。

ア 相談

(ア) 新規来所相談

令和6年度の新規来所相談の延べ人数は956人であった。内訳は、心療科初診（注1）897人、リハビリテーション科・整形外科初診（注2）34人、耳鼻いんこう科初診（注3）22人、その他（注4）3人であった。初診待ちは就学前は概ね3ヶ月、学齢児は概ね6ヶ月で、学齢児の待機期間が長くなっている。

注1：小児科及び精神科。医師とセラピストが、発達検査や各種心理検査、行動観察を同時に行う。

注2：主に運動発達の遅れが主訴である未歩行児を対象としてリハビリテーション科・整形外科医師と小児科医師が、診察を行う。

注3：聴力や発音の遅れのみで、他の発達についての心配が少ない児童を対象として、言語聴覚士が聴力検査や構音検査を実施し、耳鼻咽喉科医師と小児科医師が診察を行う。

注4：出張判定等による愛護手帳新規取得判定の相談

表1-1 新規相談 主訴（症状）別・年齢別状況

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生以上	計	構成割合
運動発達	16	10	3	1	1			1	32	3.3%
言語発達		13	108	84	18	22	2	15	262	27.4%
精神発達		2	1	1		2	2	288	296	31.0%
全体発達	1	3		1	1	2		1	9	0.9%
聴覚	1	4	1	3		2			11	1.2%
視覚										0.0%
性格行動		5	39	83	73	57	16	73	346	36.2%
その他										0.0%
計	18	37	152	173	93	85	20	378	956	100.0%

注：年齢は相談時点の満年齢である。（以下、表1-5まで同じ）

表1-2 新規相談 来所経路別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生 以上	計	構成割合
社会福祉事務所			4	3	6	2		25	40	4.2 %
保健センター	3	11	80	103	20	15		6	238	24.9 %
医療機関	14	17	12	8	5	3	1	95	155	16.2 %
児童福祉施設			7	2	1	6		5	21	2.2 %
保育所			26	35	33	25	5		124	13.0 %
幼稚園			1	6	10	8	1		26	2.7 %
学 校						1	3	136	140	14.6 %
近 隣 知 人			2	3		1	1	7	14	1.5 %
家 族 ・ 親 族		2	9	5	8	5	1	42	72	7.5 %
そ の 他	1	7	11	8	10	19	8	62	126	13.2 %
計	18	37	152	173	93	85	20	378	956	100.0 %

注：その他にはインターネットを含む。

表1-3 障害種別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生 以上	計	構成割合
知的障害	6	8	18	29	6	7	1	170	245	25.6 %
知的障害+肢体不自由									0	0.0 %
自閉症+知的障害		3	41	25	4	8	2	39	122	12.8 %
自 閉 症		11	41	56	38	25	5	51	227	23.7 %
肢 体 不 自 由	1								1	0.1 %
肢体不自由+知的障害	1								1	0.1 %
重症心身障害								3	3	0.3 %
言語発達障害等		5	42	41	31	24	6	39	188	19.7 %
聴 覚 障 害	1	4	1	4		1			11	1.2 %
視 覚 障 害									0	0.0 %
そ の 他	9	6	9	18	14	20	6	76	158	16.5 %
計	18	37	152	173	93	85	20	378	956	100.0 %

注：知的障害と肢体不自由が合併している場合は、主たるものから順に記載している。

表1-4 処遇方針別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生 以上	計	構成割合
助 言									0	0.0 %
経 過 観 察	18	37	150	172	93	84	20	378	952	60.2 %
ケ ー ス ワ ー カ ー									0	0.0 %
療 育 グ ル ー プ	9	16	45	32	11	8	2		123	7.8 %
理学療法（外来）	14	11	2		1				28	1.8 %
作業療法（外来）									0	0.0 %
聴能訓練（外来）	1	3	1	1		1			7	0.4 %
言語訓練（外来）					1	2	1		4	0.3 %
通 園 施 設				2		1			3	0.2 %
いこいの家紹介	1	8	19	4					32	2.0 %
その他の機関紹介		3	14	5					22	1.4 %
そ の 他	2	10	68	63	26	25	2	214	410	25.9 %
計	45	88	299	279	132	121	25	592	1,581	100.0 %

注：複数該当あり

表1-5 住所区別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生 以上	計	構成割合
千 種								20	20	2.1 %
東			1					17	18	1.9 %
北						1		31	32	3.3 %
西								18	18	1.9 %
中 村								23	23	2.4 %
中	1	7	24	24	10	9	1	5	81	8.5 %
昭 和	7	8	39	37	14	17	5	17	144	15.1 %
瑞 穂	4	6	28	35	20	21	5	16	135	14.1 %
熱 田		4	6	15	20	8	3	11	67	7.0 %
中 川		1						37	38	4.0 %
港								30	30	3.1 %
南		1		1				27	29	3.0 %
守 山						1		38	39	4.1 %
緑				3				51	54	5.7 %
名 東								20	20	2.1 %
天 白	6	10	52	57	29	28	6	17	205	21.4 %
市 外			2	1					3	0.3 %
計	18	37	152	173	93	85	20	378	956	100.0 %

(イ) 初診前サポート

令和5年7月から初診前サポート事業を開始。事業開始時は1歳半から2歳児までを対象とし、令和5年11月からは、就学前児童に対象を拡大した。

初回相談（けやきひろば）では、スタッフが保護者と個別面談するとともに、親子遊びを行った。初回相談後に、必要に応じて、初診前グループ（ことりくらぶ）や初診前サポート巡回を実施した。令和6年度は初回相談を385人に実施、初診前グループに60人が参加、初診前サポート巡回は2件実施した。

表1-6 初回相談 区別・年齢別状況

(単位：人)

区分	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計		計
	未就園	就園													
中区	1		6	3	8	16	2	4		4		5	17	32	49
昭和区	3	2	6	11	4	22		19		11		7	13	72	85
瑞穂区	3	2	3	7	6	19		18		15		7	12	68	80
熱田区			3	4	1	8		15		5		5	4	37	41
天白区	2		21	11	14	30	1	24		19		8	38	92	130
計	9	4	39	36	33	95	3	80	0	54	0	32	84	301	385

表1-7 初回相談 月別実施状況

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
未就園児	10	3	8	4	9	7	11	3	6	5	7	11	84
就園児	21	32	26	26	23	23	32	35	25	23	15	20	301
計	31	35	34	30	32	30	43	38	31	28	22	31	385

表1-8 初回相談 処遇方針

(単位：人)

区分	初診前グループ	初診	初診前巡回	継続相談	他機関紹介	終了	計
人数	65	314	1	1	1	3	385

表1-9 初診前グループ（ことりくらぶ）の実施状況

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
ことりくらぶ	2	28	26	3	1	0	60	毎週水曜日 9:30~10:15 10:45~11:30

注：令和6年4月1日時点の満年齢である。ただし4月1日以降に生まれた児に関しては、0歳に含む。
年度の途中でグループを終了した児を含む。（以下、表2-2から2-4、表2-6から2-10も同じ。）

イ 療育グループ

(ア) 就園前グループ

主に0～2歳児で就園前の子どもを対象に、親子で通う少人数の教室を実施している。

＜就園前グループのねらい＞

- ・障害の特性に合わせたペースで、親子で安心して過ごせる環境を提供し、児童と一緒に楽しむことをみつける。
- ・児童の特性や発達についての理解を深めてもらい、対応についてともに考える。
- ・親の交流や、情報の交換、気持ちを受け止める場とする。

表2-1 就園前グループの実施状況

区分	グループ数	対象児童	担当職員（単位：人）			
			合計	常勤	会計年度	備考
さくらんぼ教室	1	発達遅滞・肢体不自由児・重症心身障害児（0～2歳児）	6	6	0	保育士・保健師・理学療法士 相談支援専門員
たんぼぼ教室①	1	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児（1～2歳児）	4	3	1	保育士・作業療法士 セラピスト
たんぼぼ教室②	1	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児（1～2歳児）	4	4	0	保育士・保健師・理学療法士
ちゅうりっぷ教室 あか	2	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	6	4	2	心理・保育士・相談支援専門員 セラピスト
ちゅうりっぷ教室 きいろ	1	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	5	4	1	心理・保育士・相談支援専門員 セラピスト
どんぐり教室（水）	1	発達遅滞・自閉症・広汎性発達障害児（1歳児）	6	4	2	心理・保健師・保育士 セラピスト
どんぐり教室（木）	2	発達遅滞・自閉症・広汎性発達障害児（1歳児）	5	3	2	心理・保育士・セラピスト
すみれ教室（月）	2	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	5	3	2	心理・保育士・セラピスト
すみれ教室（火）	2	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	5	3	2	心理・保育士・セラピスト
ことりくらぶ	2	初診前サポート（1～2歳児） 初診までの間に全4回	6	4	2	心理・保健師・保育士 セラピスト

注：「ことりくらぶ」も一緒に記載。

「どんぐり教室（水）」は12月から開催、「どんぐり教室（木）」は10月から隔週に変更。

表2-2 就園前グループ別の児童数

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考（開催日・時間）
さくらんぼ教室	15	7			1		23	毎週月曜日 10:00~11:15
たんぼぼ教室①			8				8	毎週金曜日 10:00~11:15
たんぼぼ教室②			8				8	毎週金曜日 10:00~11:15
ちゅうりっぷ教室あか （後半）			6				6	毎週木曜日 10:45~11:30
ちゅうりっぷ教室きいろ （前半）			8				8	毎週木曜日 9:30~10:15
ちゅうりっぷ教室きいろ （後半）			7				7	毎週木曜日 10:45~11:30
どんぐり教室（水）		8					8	毎週水曜日 9:30~10:15
どんぐり教室A（木）		9					9	毎週木曜日 10月~隔週 9:30~10:15
どんぐり教室B（木）		7					7	毎週木曜日 10月~隔週 9:30~10:15
すみれ教室（月） （前半）			8				8	毎週月曜日 9:30~10:15
すみれ教室（月） （後半）			7				7	毎週月曜日 10:45~11:30
すみれ教室（火） （前半）			8				8	毎週火曜日 9:30~10:15
すみれ教室（火） （後半）			8				8	毎週火曜日 10:45~11:30
計	15	31	68	0	1	0	115	

表2-3 就園前グループの区別児童数

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成割合
千 種 区							0	0.0 %
中 区	2	7	11	1			21	18.3 %
昭 和 区	6	6	19				31	27.0 %
瑞 穂 区	4	2					6	5.2 %
熱 田 区	1				1		2	1.7 %
天 白 区	2	16	37				55	47.8 %
計	15	31	67	1	1	0	115	100 %

表2-4 就園前グループ児童の終了状況（進路）

(単位：人)

保育所・幼稚園 認定こども園 入園	通園施設入園	その他（転居等）	グループ継続	計
59	17	12	27	115

(イ) 並行グループ

3～5歳児を対象に、保育所等と並行して親子で通う少人数の教室を実施している。

＜並行グループのねらい＞

- ・小集団でのわかりやすい活動を通して、友達への意識や、自信を育てる。
- ・親同士の交流や情報交換の場を提供。気持ちを受け止め、児童を理解し、対応をともに考える。

表2-5 並行グループの実施状況

区分	グループ数	対象児童	担当職員（単位：人）			
			合計	常勤	会計年度	備考
こいぬグループ①	2		4	3	1	心理・保育士・セラピスト
こいぬグループ②	2	発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる3歳児	4	4	0	心理・保育士・児童指導員
こいぬグループ（火）	1		6	6	0	心理・保育士・児童指導員
こぐまグループ	1		発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる4歳児	6	6	0
ぱんだグループ	1	発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる5歳児	6	6	0	心理・保育士・児童指導員
くれよんくらぶ	2	主に初診を受けたばかりの就園児	4	3	1	心理・保育士・セラピスト

注：「くれよんくらぶ」も一緒に記載。

「こいぬグループ（火）」は10月から実施。「ぱんだグループ」は9月で終了。

表2-6 並行グループ別の児童数

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考（開催日・時間）
こいぬグループ①（前半）				6			6	毎週月曜日 13:30～14:45
こいぬグループ①（後半）				6			6	毎週月曜日 15:15～16:30
こいぬグループ②（前半）				6			6	毎週月曜日 13:30～14:45
こいぬグループ②（後半）				6			6	毎週月曜日 15:15～16:30
こいぬグループ（火）				8			8	毎週火曜日 10月～3月 15:15～16:30
こぐまグループ					10		10	毎週火曜日 13:30～14:45
ぱんだグループ						10	10	毎週火曜日 4月～9月 15:15～16:30
計	0	0	0	32	10	10	52	

表2-7 並行グループの区別児童数

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成割合
千種区					1		1	1.9 %
中区				5		1	6	11.5 %
昭和区				7	5		12	23.1 %
瑞穂区				6	1	6	13	25.0 %
熱田区				2			2	3.9 %
天区				12	3	3	18	34.6 %
計	0	0	0	32	10	10	52	100 %

表2-8 並行グループ児童の終了状況

(単位：人)

就学	経過良好	通園施設入園	その他(転居等)	計
9	38	2	3	52

(ウ) 相談グループ

主に初診を受けたばかりの3～5歳の就園児を対象として、相談グループ(くれよんくらぶ)を実施した。

<相談グループのねらい>

- ・初診直後の親のフォロー、対応の助言、診断の受け止めについてサポートする。
- ・児童の観察、親との話し合いの上、今後の援助方法を定める。

表2-9 相談グループ(くれよんくらぶ)の実施状況

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考(開催日・時間)
くれよんくらぶ (隔週)	0	0	1	13	7	3	24	毎週木曜日 13:30~14:30 15:15~16:15

(エ) 親グループ(ペアレント・トレーニング)

年少～小3の保護者を対象として、ペアレント・トレーニングを実施した。児童の行動を理解して、よりよいコミュニケーションを使うことで、良好な関係作りを目指す。

表2-10 親グループ(ふたば)の実施状況

(単位：人)

区分	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	計	備考
ふたば	0	0	4	0	1	0	5	9月～12月 全8回

ウ 相談支援

福祉サービスや社会資源についての情報提供、進路についての相談などを電話や来所にて行っている。福祉サービスの利用を希望する主に小学校低学年までの方を対象に、利用計画の作成等を行う相談支援事業を実施している。また、関係機関の会議に参加し、地域との連携を図っている。

表3-1 相談支援事業契約件数

(単位：件)

契約件数	終了件数
63	47

表3-2 相談支援事業件数

(単位：件)

本計画作成	モニタリング実施実施	計
207	278	485

表3-3 相談支援事業関連会議参加状況

(単位：回)

中区 自立支援協議会	昭和区 自立支援協議会	瑞穂区 自立支援協議会	天白区 自立支援協議会	計
2	1	3	2	8

エ 関係機関との連携・地域支援

(ア) 関係機関との連携

保健センターや療育機関等の関連施設に定期的に職員を派遣し、発達相談や療育援助活動、情報共有等を行っている。

表4-1 職員の定期派遣状況

区分	派遣先	派遣職員	派遣頻度	内容
保健センター	中・昭和・瑞穂・熱田・天白	ケースワーカー 又は保健師	月1回 (注)	乳幼児発達相談（親子教室）
児童発達支援センター	発達センターあつた	ケースワーカー 又は保健師	月5回	療育グループ（わくわく教室） 瑞穂区、熱田区の児童が在籍する グループに参加
いこいの家	桜山いこいの家	セラピスト	月1回	個別相談
	あつたいこいの家		月1回	
	てんばくにじいろ		隔月1回	
	みずほにじいろ		隔月1回	
	大須はとぼぼサロン		隔月1回	

(イ) 講座の開催

診断を受けたばかりの保護者、就学を控えた児童の保護者、児童の中学以降の進路に悩む保護者等、各ライフステージに必要な情報提供を行うために、講座を開催している。

表4-2 開催講座一覧

区 分	内 容	参加者数
就学に向けた講座 (年長児対象)	就学説明会	132人
	先輩お母さん・お父さんの話を聞く会	59人
	サポートブック作成研修会	18人
幼児向け子育て講座	子育て講座オンライン 発達障害について(注1)	116回
	ことばの講座	22人
学齢の発達障害関連講座	子育て講座オンライン 発達障害について(注1)	18回
	発達障害児のための進路の学習会(注2)	174人

注1：動画配信にて開催。参加者数は延べ再生回数。

注2：発達障害者支援センターりんくす名古屋との共催

(ウ) 巡回療育

保育所、幼稚園、認定こども園又は学校に通っている児童について、通所先に訪問して支援方法の助言等を行っている。

表4-3 巡回療育実施施設数

(単位：か所)

区 分	中 区	昭和区	瑞穂区	熱田区	天白区	その 他の 区	計
保 育 所	1	5	2	1	5	2	16
認 定 こ ど も 園			2		1		3
幼 稚 園	3	2		1	2		8
小 学 校		1	1			1	3
特 別 支 援 学 校						2	2
そ の 他		1	1	1			3
計	4	9	6	3	8	5	35

注：初診前サポート巡回を含む。(以下、表4-4も同じ)

表4-4 巡回療育実施状況

(単位：件)

実施職員(職種)	実施件数
医 師	5
ケースワーカー	5
セラピスト	26
保 育 士	14
保 健 師	5
理 学 療 法 士	10
作 業 療 法 士	12
言 語 聴 覚 士	1
計	78

(工) 訪問療育

障害の程度が重い児童、外出困難な児童、その他、児童の発達の観点から家庭での助言が必要な場合に、家庭訪問による支援を行っている。

表 4-5 訪問療育実施状況

(単位：件)

実施職員（職種）	実施件数
理学療法士	2
作業療法士	1
計	3

才 愛護手帳判定

18歳未満の児童を対象に、愛護手帳判定業務を行っている。実際に面接をして判定する「面接判定」以外に、名古屋市内の4地域療育センター、中央・西部・東部児童相談所、全国の児童相談所等で行われた検査資料に基づいての判定も行っている。

また、西部・北部・南部・東部地域療育センターへの出張判定（各センター概ね月2回）を行い、判定場所へ出向くことが困難な児童に対しては施設・病院・家庭への出張判定も行っている。

なお、令和6年度の市外転入に伴う愛護手帳の交付にかかる判定資料の依頼事務は97件、市外転出に伴う資料送付事務は108件であった。

表 5-1 愛護手帳判定状況

(単位：件)

区分		1度	2度	3度	4度	非該当	計
面接判定	再判定	226	292	352	658	98	1,626
	新規	9	18	40	341	117	525
資料判定	資料	59	108	245	699	74	1,185
計		294	418	637	1,698	289	3,336

注：心療科初診等で取得したものを含む。

表 5-2 出張判定状況

(単位：件)

区分	西部地域療育センター	北部地域療育センター	南部地域療育センター	東部地域療育センター	施設	病院	家庭	計
出張件数	62	57	56	9	24	1	16	225

(2) 診療部門

心療科（小児科、精神科）の新規受診は 1,077 人、再来受診は 4,457 人（延人数）であった。再来受診は、長期継続フォローを必要とするケースや投薬等の要支援度の高いケースもある。

整形外科・リハビリテーション科は新規 46 人、再来 511 人、耳鼻いんこう科は新規 48 人、再来 200 人、眼科は新規 15 人、再来 55 人、歯科は通園、くすのき学園、一時保護所の入所児童、ならびに外来受診者等を対象に健診・ブラッシング指導を 117 人（延人数）、フッ素塗布を 113 人（延人数）に行った。

理学療法、作業療法はそれぞれ、新規 35 人、55 人、延人数は 3,021 人、794 人であった。一人当たりの月平均訓練回数はそれぞれ、2.4 回、1.9 回であった。言語聴覚療法の延人数は、言語訓練 368 人、聴能訓練 398 人であった。

臨床検査（採血・採便・採尿）0 人、レントゲン 61 人、聴性脳幹反応（ABR）・聴性定常反応（ASSR）1 人、発達・心理検査 249 人、言語・構音検査 90 人であった。

表 1-1 科別診療状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心 療 科	4,177	4,684	4,912	5,137	5,534
リハ ^レ リテ ^ン シヨ ^ン 科 整 形 外 科	544	560	537	599	557
耳鼻いんこう科	293	269	230	280	248
歯 科	115	128	108	106	117
眼 科	92	94	102	104	70
計	5,221	5,735	5,889	6,226	6,526

ア 心療科

常勤医師が小児科 5 名、精神科 3 名、非常勤医師が小児科 3 名、精神科 2 名で診療を行っている。令和 6 年度の実績は表 1-2、表 1-3、表 1-4 のとおりである。

表1-2 心療科新来

(単位:件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	16	19	6	5	10	25	19	13	12	21	87	234
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕		8	45	44	32	25	17	14	9	4	5	7	21	231
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		5	37	31	6	7	12	16	11	3	7	7	28	170
A D H D			6	11	16	6	3	10	9	3	3	5	7	79
学 習 障 害							1			1		1		3
言語発達障害(遅滞)		5	25	31	6	7	2							76
反応性愛着障害						2	3	4	3	1	3		1	17
適 応 障 害													1	1
情 緒 障 害				3	4	4	1	3						15
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕			8	9	10	11	4	8	7	7	10	8	17	99
その他の行動・精神障害				1	1			2	4	3		1	13	25
脳性運動障害・脳性麻痺	2	5	1		1								1	10
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	2	3	1			2								8
ダウン症候群・その他の先天異常	5	4	3	1		1	3	1	2			3	1	24
正 常		2	6	14	10	14	7	5	6	3		1	1	69
精 神 病 圏													1	1
くすのき・一時保護所 病児診察													2	2
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他					1	1	1		1		1			5
難 聴		3	1	3			1							8
計	9	36	149	167	93	85	65	88	71	38	41	54	181	1,077

注:年齢は受診時点の満年齢である。

表1-3 心療科再来

(単位:件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	12	30	32	36	33	42	21	13	17	20	93	350
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕		6	52	101	142	135	92	91	71	84	51	51	259	1,135
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		3	35	115	140	121	82	39	28	24	17	13	162	779
A D H D			1	1	21	24	29	34	59	58	35	32	96	390
学 習 障 害							1			1	5	2	6	15
言語発達障害(遅滞)			23	67	86	83	59	19	41	12	12	10	35	447
反応性愛着障害						4	12	10	10	22	21	24	87	190
適 応 障 害									1				6	7
情 緒 障 害				7	6	15	11	7	8			10	61	125
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕			2	12	21	27	14	9	14	17	27	13	45	201
その他の行動・精神障害						5	2	7	9	10	28	11	302	374
脳性運動障害・脳性麻痺	1	16	5	5	3		3	2		1			4	40
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)		13	16	14	11	10	5	16	5		1	2	5	98
ダウン症候群・その他の先天異常	1	15	8	12	10	4	2	4	2	2	3	3	15	81
正 常			4	8	13	21	18	14	10	16	5	4	16	129
精 神 病 圏														0
くすのき・一時保護所 病児診察										2	7		45	54
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他					1	3	2				3	2	7	18
難 聴		10	4	7	2	1								24
計	2	64	162	379	488	489	365	294	279	262	232	197	1,244	4,457

注:年齢は受診時点の満年齢である。

表1-4 診断書等の交付状況

(単位：件)

診療情報提供書	109
特別児童扶養手当認定診断書	495
診断書	765
精神障害者福祉手帳診断書 (自立支援医療費診断書を含む)	34
障害証明書(医療証)	0
障害児福祉手当認定診断書 (精神の障害用)	1
受診状況等証明書	2
年金診断書・その他	209
計	1,615

イ 整形外科・リハビリテーション科

運動発達の遅れや脳性麻痺児等の診療を行っている。非常勤医師7名が、月11枠診療にあたっている。令和6年度の実績は表2-1、表2-2、表2-3のとおりである。

表2-1 整形外科・リハビリテーション科新来

(単位：件)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞														0
ダウン症等染色体異常、先天異常	7	2	1										1	11
脳性麻痺	1				2							1		4
運動発達遅滞	5	8	3											16
神経・筋疾患	1	1												2
二分脊椎・脊髄疾患		2												2
骨・関節疾患	2		4	1										7
後天性要因による運動障害													1	1
その他			1			1				1				3
センター内施設														0
計	16	13	9	1	2	1	0	0	0	1	0	1	2	46

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表2-2 整形外科・リハビリテーション科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞						1								1
ダウン症等染色体異常、先天異常	1	8	6	12	14	5	1				1	1	29	78
脳性麻痺		9	5	21	20	19	4	13	18	10	2	9	78	208
運動発達遅滞	1	33	29	30	21	24	4	1		3			2	148
神経・筋疾患		4		2		5	4						1	16
二分脊椎・脊髄疾患		1		2	2	2	1						11	19
骨・関節疾患	1	1	2	3	7	2	5	4	1	1	3			30
後天性要因による運動障害			3	3				2	3					11
その他														0
センター内施設														0
計	3	56	45	73	64	58	19	20	22	14	6	10	121	511

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表2-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者診断書・意見書	18
補装具意見書治療装具証明書	76
障害児福祉手当認定診断書	1
特別児童扶養手当認定診断書	6
年金診断書	0
診療情報提供書日常生活用具意見書 現況届その他	53
計	154

ウ 耳鼻いんこう科

非常勤医師が週1枠(半日)診療にあたっている。令和6年度の実績は表3-1、表3-2、表3-3、表3-4のとおりである。

表3-1 耳鼻いんこう科新来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞														0
構音障害						4	4	4	1					13
吃音					1		1							2
MRことば遅れ														0
自閉ことば遅れ														0
CPことば遅れ														0
感音難聴		5	2	5		2					1		5	20
感音難聴 + MR・CP														0
伝音難聴						1								1
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い			3	1	1		1							6
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患								1		1			1	3
鼻疾患										2		1		3
その他														0
計	0	5	5	6	2	7	6	5	1	3	1	1	6	48

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表3-2 耳鼻いんこう科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞			1			1	1							3
構音障害					1	2	10	10	5	1				29
吃音						1	1							2
MRことば遅れ														0
自閉ことば遅れ														0
CPことば遅れ														0
感音難聴		19	15	14	19	16	15	12	3	12	10	3	14	152
感音難聴 + MR・CP														0
伝音難聴				1				1		1			1	4
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い			1											1
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患													3	3
鼻疾患										1		1	3	5
その他													1	1
計	0	19	17	15	20	20	27	23	8	15	10	4	22	200

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表3-3 センター内一般診療状況

(単位：件)

一時保護所	くすのき学園	計
0	18	18

表3-4 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者診断書・意見書	8
補装具費支給意見書	15
特別児童扶養手当認定診断書	5
年金診断書	1
軽・中等度意見書(注)	7
診療情報提供書	9
その他・診断書	49
計	94

注：名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成についての意見書

工 歯 科

非常勤歯科医師（昭和区歯科医師会に所属）が、週1枠（半日）診療を行っている。歯科衛生士により、各学園で歯予防教室を開いている。令和6年度の実績は表4-1、表4-2のとおりである。

表4-1 施設別診療状況

(単位：件)

区 分	みどり学園	わかくさ学園	すぎのこ学園	一時保護所	くすのき学園	その他	計
診 療 件 数	23	10		1	4	79	117
(再掲)	検 診	23	10		1	79	117
	ブラッシング	23	10		1	79	117
	フッ素	22	10		1	76	113
	スクーリング(注1)	23	10		1	78	116
	機械的歯面清掃	23	10		1	78	116
	単治サホライド(注2)				1	2	3
	充填及び研磨						0
	歯 髄 処 理						0
抜 歯						1	1
(別掲) 学園検診	32	7	15				54

注1：「スクーリング」は、歯に付着しているプラークと歯石を専用の器具で除去することである。

注2：「単治サホライド」は、薬を塗って虫歯の進行を止める治療のことである。

表4-2 ブラッシング・フッ素塗布年齢別状況

(単位：件)

区 分	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
ブラッシング	1	2	17	19	26	7	10	12	2	4	3	14	117
フッ素	1	2	16	19	26	7	10	12	2	4	3	12	114

注：年齢は受診時点の満年齢である。

才眼科

非常勤医師が週1枠（半日）診療にあっている。令和6年度の実績は表5-1、表5-2のとおりである。

表5-1 眼科新来

（単位：件）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常			1	1	1	3	3		1				1	11
眼位異常		1				1								2
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患		1												1
白内障														0
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損													0
	網膜色素変性症													0
	未熟児網膜症													0
視束、視路疾患	視神経低形成													0
	傾斜乳頭													0
	視神経萎縮													0
検診（正常視力）														0
一時保護所・くすのき学園												1		1
その他														0
計	0	2	1	1	1	4	3	0	1	0	0	1	1	15

注1：年齢は受診時点の満年齢である。

注2：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

表5-2 眼科再来

（単位：件）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常						1	2	1	1	2	1	1	7	16
眼位異常														0
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患					1	1				1		1		4
白内障														0
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損													0
	網膜色素変性症													0
	未熟児網膜症													0
視束、視路疾患	視神経低形成													0
	傾斜乳頭													0
	視神経萎縮													0
検診（正常視力）														0
一時保護所・くすのき学園									1	5	4	7	18	35
その他														0
計	0	0	0	0	1	2	2	1	2	8	5	9	25	55

注1：年齢は受診時点の満年齢である。

注2：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

力 訓 練

(ア) 理学療法

理学療法では基本的動作（座る・歩く等）、運動機能の向上を目的とした、体操、運動等の物理的手段を用いた支援を行っている。

医師の指導監督の下、理学療法士5名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別支援を行っている。令和6年度の実績は次表のとおりである。

表6-1 診断区別状況

(単位：人)

区 分	就 学 前						小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺	1	2	3	3	4		4	2	3	4		26
合併症を伴う脳性麻痺（注2）		2		1	1			2	8	4		18
疾病による運動障害	1	2	1	5	2	1	2	1	2	2		19
後天性運動障害							1	3	2		1	7
中枢性協調障害（注3）							2					2
運動発達遅滞	4	10	6	3	2			1	1			27
ダウン症候群	4	2		1								7
その他の染色体異常 および症候群	5	1	3	1	3	3	5	1	4	4		30
二分脊椎および類似疾患	1			1	1				1			4
神経・筋疾患	2			1			1			1		5
骨・関節疾患												0
発達性協調運動障害												0
そ の 他				1	1	1	1					4
計	18	19	13	17	14	6	18	9	19	16	0	149

注1：年齢は令和6年4月1日時点のものである。

ただし令和6年4月1日以降、令和7年4月1日以前に生まれた児に関しては、0歳に含む。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。

表6-2 区別状況

(単位：人)

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	11	1	0	0	0	15	40	23	16	1	0	2	4	0	4	31	1	149

表6-3 療育環境等状況

(単位：人)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	12	中央療育センター内	わかくさ学園	6
	中学部	13		みどり学園	8
	高等部	14		グループ	16
地域の小学校	特別支援学級	6	他通園施設	通園	3
	普通級	8		グループ	2
地域の中学校	特別支援学級	4	生活介護事業所		0
	普通級	2	入所施設		1
高等学校		2	在宅		14
幼稚園・保育園		34	その他		0
児童発達支援事業所		4	計		149

表6-4 訓練開始児童の診断区分別状況

(単位：人)

区分	就学前									小学生	中学生	計
	0歳 6か月未満	0歳 6か月以上	1歳 6か月未満	1歳 6か月以上	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳			
脳性麻痺		3									2	5
合併症を伴う脳性麻痺(注2)												0
疾病による運動障害			1	1		1	1					4
後天性運動障害												0
中枢性協調障害(注3)												0
運動発達遅滞		2	2	3	3							10
ダウン症候群		1	2	1								4
その他の染色体異常	1	1	1	1		1					1	6
二分脊椎および類似疾患			1									1
神経・筋疾患		1	1									2
骨・関節疾患												0
発達性協調運動障害												0
その他			1				1	1				3
計	1	8	9	6	3	2	2	1	0	0	3	35

注1：年齢は理学療法開始時のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。

表6-5 訓練開始児童の紹介経路状況

(単位：人)

紹介経路	人数	紹介経路	人数	
名古屋大学病院	2	中央療育センター	わかくさ学園	0
名古屋市立大学病院	11		その他	1
名古屋市医療センター	0	保健センター		1
名古屋第二赤十字病院	6	乳児院		0
聖霊病院	1	その他		7
その他の医療機関	6	計		35

表6-6 訓練終了の状況

(単位：人)

区分	人数
目標達成	22
他機関へ	1
市外転出	0
年齢超過	5
死亡	1
その他	10
計	39

表6-7 訓練月別状況

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	100	103	107	101	101	100	104	110	108	103	100	105	1,242
延人数	231	275	267	265	241	243	283	255	241	236	235	249	3,021

注1：一人当たりの月平均訓練回数は 2.4 回であった。

注2：わかくさ学園児の理学療法の実績については、(3)通園部門の表2-9に再掲。

(イ) 作業療法

作業療法では日常生活動作、上肢の運動機能の向上等を目的とした、作業を用いた支援を行っている。

医師の指導監督の下、作業療法士2名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別支援を行っている。令和6年度の実績は次表のとおりである。

表6-8 診断区別状況

(単位：人)

区 分	就 学 前						小 学 生		中 学 生	高 校 生	そ の 他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺		1		3	2		1	1	4	2		14
疾 病 に よ る 運 動 障 害			2		2	2	1		1			8
後 天 性 運 動 障 害								1				1
ダ ウ ン 症 候 群				1								1
そ の 他 の 染 色 体 異 常 お よ び 症 候 群			2	2	1				1	1		7
神 経 ・ 筋 疾 患							1					1
骨 ・ 関 節 疾 患												0
自 閉 症 ス ペ ク ト ラ ム 障 害				2	5	8	12	1				28
A D H D					2		1					3
発 達 性 協 調 運 動 障 害			1	2	3	4	5	1				16
学 習 障 害							1	2				3
精 神 発 達 遅 滞			1			3	4					8
境 界 域						2	1					3
言 語 発 達 遅 滞				1								1
そ の 他				1	2		1					4
計	0	1	6	11	17	19	28	6	6	3	0	98

注1：年齢は令和6年4月1日時点のものである。

表6-9 区別状況

(単位：人)

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	3	0	0	0	2	8	23	24	10	1	0	0	0	1	3	23	0	98

表6-10 療育環境等状況

(単位：人)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	4	中央療育センター内	わかくさ学園	3
	中学部	5		みどり学園	7
	高等部	3		グループ	4
地域の小学校	特別支援学級	6	他通園施設	通園	1
	普通級	23		グループ	0
地域の中学校	特別支援学級	1	生活介護事業所		0
	普通級	0	入所施設		0
高等学校		0	在宅		1
幼稚園・保育園		38	その他		0
児童発達支援事業所		2	計		98

表6-11 訓練開始児童の診断区別状況

(単位：人)

区分	就学前						小学生		中学生	計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年			高学年
脳性麻痺		1		1	1						3
疾病による運動障害											0
後天性運動障害											0
ダウン症候群				1							1
その他の染色体異常 および症候群				1							1
神経・筋疾患											0
骨・関節疾患											0
自閉症スペクトラム障害				1	2	7	1	9			20
A D H D					2			1			3
発達性協調運動障害			1	2	2	4		5			14
学習障害								1	2		3
精神発達遅滞			1			2					3
境界域						2		1			3
言語発達遅滞				1							1
その他			1		1			1			3
計	0	1	3	7	8	15	1	18	2	0	55

注1：年齢は作業療法開始時のものである。

表6-12 訓練終了の状況

(単位：人)

区 分	人 数
目 標 達 成	47
他 機 関 へ	0
市 外 転 出	1
年 齢 超 過	2
死 亡	0
そ の 他	6
計	56

表6-13 訓練月別状況

(単位：人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	35	36	36	37	36	35	34	34	35	30	37	39	424
延人数	58	78	65	77	62	61	68	71	63	61	61	69	794

注1：一人当たりの月平均訓練回数は 1.9 回であった。

注2：わかかさ学園児の作業療法の実績については、(3)通園部門の表2-10に再掲。

(ウ) 言語聴覚療法

医師の指導監督の下、言語聴覚士6名が障害児(者)リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。

a 言語訓練

言葉やコミュニケーションに障害をもつ子どもに対して言語訓練(コミュニケーション指導)を行っている。令和6年度の実績は次表のとおりである。

表6-14 年齢・診断別状況

(単位：人)

区分	未就学児	学齢児	計
構音障害	9	22	31
言語発達遅滞	2	3	5
吃音	2	7	9
計	13	32	45

表6-15 区別状況

(単位：人)

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	2	0	0	1	0	3	12	9	6	1	0	0	0	0	1	10	0	45

表6-16 月別状況

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	27	28	29	30	29	21	21	18	15	14	13	12	257
訓練回数	39	48	40	45	38	29	30	25	18	21	19	16	368

b 聴能訓練

聴能訓練は聴覚障害児に対する言語訓練（コミュニケーション指導）である。令和6年度の実績は次表のとおりである。

表6-17 年齢・難聴程度別状況

(単位：人)

区分	2級	3級	4級	6級	非該当	計
0歳児				1 (1)	4	5 (1)
1歳児	1	4			5 (1)	10 (1)
2歳児		2			3	5
3歳児	2	2	1			5
4歳児		2 (1)		1 (1)	5 (1)	8 (3)
5歳児	1	1			1	3
6歳以上						0
計	4 (0)	11 (1)	1 (0)	2 (2)	18 (2)	36 (5)

注：（ ）内は重複障害児（再掲）

表6-18 区別外来聴能訓練児状況

(単位：人)

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	0	1	1	2	0	2	5	1	0	1	2	1	2	3	3	6	6	36

表6-19 訓練月別状況（集団訓練の回数は除く）

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	23	22	23	21	24	22	21	23	20	22	18	17	256
訓練回数	30	37	34	34	40	30	36	41	34	30	24	28	398

表6-20 聴力検査種別状況

(単位：件)

CORテスト	ピープショウテスト	標準聴力検査	語音聴力検査	BOA	SPLテスト	インピーダンス
20	31	0	0	0	0	0

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査

BOA：聴性行動反応聴力検査、SPL：音圧レベル

インピーダンス：インピーダンスオージオメトリー

キ 検 査

令和6年度に行った各種検査は次表のとおりである。

表7-1 検査状況

(単位：件)

臨床検査			レントゲン	脳波検査	ABR ASSR
採血	採便	採尿			
0	0	0	61	0	1

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表7-2 発達・心理検査状況

(単位：件)

津守	K式	ビナーV	WISCV	K-ABCⅡ	S-M	STRAW-R	計
0	25	133	86	0	0	5	249

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

津守：津守式乳幼児精神発達検査

WAIS：ウェクスラー成人知能検査第3版

K式：新版K式発達検査2020

K-ABCⅡ：Kaufman Assessment Battery for Children Ⅱ

ビナーV：田中ビナー知能検査V

S-M：S-M社会生活能力検査

WISCV：ウェクスラー児童用知能検査第5版

STRAW-R：標準読み書きスクリーニング検査

表7-3 聴力検査種類別・年齢別状況

(単位：件)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
自覚的聴力検査	乳児用聴力検査 (BOA含む)												0
	COR	7	24	8	1	1	2				1	3	47
	ピープショウ		4	8	25	15	17	15	5	1	5	7	102
	標準聴力検査							6	3	6	9	21	45
	語音聴力検査												0
	その他(SPL等)												0
聴力検査 他覚的	ABR・ASSR												0
	インピーダンス												0
計		7	28	16	26	16	19	21	8	7	15	31	194

注1：年齢は検査時点の満年齢である。

注2：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査

SPL：音圧レベル、ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表7-4 言語・構音検査種別・年齢別状況

(単位：件)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
吃音検査				1				1		1		3
構音検査				2	2	22	8	3	1	1	1	40
言語検査及び構音検査				2	2	2	1					7
言語検査			14	14	5	5		1				39
言語検査及び吃音検査				1								1
計	0	0	14	20	9	29	9	5	1	2	1	90

注：年齢は検査時点の満年齢である。

表7-5 言語・構音検査診断別・処遇方針別状況

(単位：件)

区分	訓練	再来指示	ガイダンスのみ	他機関紹介	計
正常域	1		2		3
構音障害	10	1	8	1	20
言語発達遅滞	3	11	19		33
精神発達遅滞		3	11		14
聴覚障害					0
吃音			4		4
境界域		1	3		4
脳性麻痺					0
PDD・自閉症		3	9		12
口蓋裂					0
運動発達遅滞					0
学習障害					0
ADHD					0
情緒障害					0
計	14	19	56	1	90

注：重複の障害を有するものは、主なものを診断の種別とした

(3) 通園部門

ア みどり学園

みどり学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターである。満2歳から就学までの心身の発達に遅れがある児童が、親子通園を経て単独で通っており、児童の身辺自立及び基本的な生活習慣の確立を目的とした早期療育と、その家族の福祉向上を目指している。

(ア) 園児の概況

a 新規・継続等の状況

令和6年度は11人の新入園児と21人の継続園児の32人が在籍（年度途中入退園児含む）していた。

新規・継続別の年齢および男女の構成は表1-1のとおりである。

区別の状況は表1-2のとおりである。

表1-1 新規・継続別状況

(単位：人)

区分	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新規			7	3	1				8	3	11
継続					8	3	7	3	15	6	21
計			7	3	9	3	7	3	23	9	32
合計	0		10		12		10		32		

表1-2 区別状況

(単位：人)

中区	昭和区	天白区	計
10	8	14	32

b 障害種別、障害程度の状況

障害種別についてはクラス毎に表1-3に示した。4クラスの構成で、生活年齢、児童の状態等を考慮して編成している。自力で座位保持が可能でなくても入園対象としており、運動面の状態はかなりの幅がある。

愛護手帳、身体障害者手帳の取得状況は表1-4のとおりである。愛護手帳については、未取得の児童が1人いるが、必ずしも非該当であるとは限らない。また、知的な力はあるが、自閉症の症状による困難があり、周りの理解を得ることに苦労する児童がいる。

表1-3 障害種別・年齢別・クラス別状況

(単位：人)

区 分		2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計	クラス 合計
あ か 組	知的障害					0	8
	自閉症					0	
	知的障害+肢体不自由				1	1	
	自閉症+知的障害			4	3	7	
も も 組	知的障害					0	8
	自閉症					0	
	知的障害+肢体不自由			2	1	3	
	自閉症+知的障害			2	3	5	
き い 組	知的障害		3	1	1	5	8
	自閉症					0	
	知的障害+肢体不自由			1	1	2	
	自閉症+知的障害			1		1	
あ お 組	知的障害		1			1	8
	自閉症		2			2	
	知的障害+肢体不自由		1			1	
	自閉症+知的障害		3	1		5	

表1-4 障害程度別状況

(単位：人)

区 分	身体障害 1 級	身体障害 2 級	身体障害 3 級	未取得	計
愛護 1 度 (最重度)		1			1
愛護 2 度 (重度)	2	2	3	8	15
愛護 3 度 (中度)				10	10
愛護 4 度 (軽度)				4	4
未取得				2	2
計	2	3	3	26	32

c 卒・退園児の在園期間・進路状況

在園期間は表1-5、進路先は表1-6のとおりである。

表1-5 在園期間状況

(単位：人)

在 園 期 間	人 数
1 年未満	0
1 年以上～2 年未満	6
2 年以上～3 年未満	5
3 年以上	6
計	17

表1-6 進路状況

(単位：人)

区 分	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
就学（特別支援学校）				8	8
就学（特別支援学級）				2	2
保育園		5	1		6
幼稚園					0
認定こども園					0
その他（転居等）			1		1
計	0	5	2	10	17

重複障害や重度の知的障害のある児童が就学まで在園するのに対し、中軽度の児童は1～2年の通園を経て、保育園・幼稚園に行くケースが多い。今年度は年長の卒園児が少なく、特別支援学校と特別支援学級の割合はほぼ半々となっている。

(イ) 療育の状況

通園形態は、新入園児については概ね8週間の親子通園期間を経て単独通園となる。2歳児は週3日、3歳児以降は週5日の登園である。

a 療育目標と内容

以下の項目を年間の療育目標とした。内容、日課について表1-7のように定めて実施した。

- 1 基本的な生活習慣を身につける。
- 2 身体をつくり、好きなあそびを広げる。
- 3 集団生活を通じて、人とかかわる楽しさを感じ、社会性を育てる。

表1-7 一日のカリキュラム

9:00	通園バス出発（登園）
10:00	通園バス到着 クラス別保育 着替え トイレ
10:30	行進・体操 朝の会
11:00	主活動（全体またはクラス別） 昼食準備 トイレ（各クラス）
11:45	昼食（各クラス） 歯磨き トイレ
13:00	自由あそび 午睡
14:00	クラス別保育 着替え トイレ おやつ 帰りの会
15:00	通園バス出発（降園）

b 行事・懇談

令和6年度に実施した行事・懇談等は、表1-8のとおりである。それ以外にも、クラス単位で年に2回程度、園バスを利用した遠足等、親子で楽しい体験を共有し、交流を深めている。その他、毎月、誕生会（誕生月の児童がいない場合はお楽しみ会）、避難訓練を行っている。今年度は前年度新型コロナウイルスの影響により中止した行事も開催している。園外プールは今年度も施設の条件等の関係で開催できなかった。

表1-8 行事等実施表

区分	学園行事	保育行事・懇談など
4月	入園式	個人懇談、クラス懇談
5月	春の遠足《招待行事》	クラス懇談
6月	七夕会	クラス懇談、保護者参観
7月	夏祭り	
9月		音楽コンサート、個人懇談
10月	運動会	
11月	秋の遠足	
12月	クリスマス会	保護者参観、天白特別支援学校見学
1月	節分会	
2月		クラス懇談、個人懇談
3月	卒園式	音楽コンサート、クラス懇談

(ウ) 保護者との連携・支援

保護者が障害のある我が子を受け止め、育てていく過程には様々な困難がある。保護者が子育てを楽しく思い、児童の成長を喜べるよう次のような支援を行った。

a 学園の取り組み

日々の連絡帳による園と家庭の情報交換を軸に、毎月の園だよりで園生活の予定等を伝えた。

毎月の保護者会は、全体に向け連絡調整し、保護者の意見を聞く場とした。クラス単位では年2回のクラス懇談を実施し、より身近なテーマで話し合いを持った。個々の療育目標については年3回の個人懇談の場で話し合いをし、個別支援計画を作成した。また、夏期在宅療育期間前に、新入園児と必要なケースについて家庭訪問し、家庭での園児の状況を把握し、家庭での療育について話し合った。また、外部の講師等に依頼し、保護者向けの学習会を表1-9のように実施した。児童の特徴・特性・コミュニケーションの取り方などをまとめたサポートブックの作り方の説明会を行った。

表1-9 保護者学習会

区分	内 容	講 師
6月	就学について 音楽療法について CARE プログラム	みどり学園OB 音楽療法担当の音楽療法士 CARE ファシリテーター
7月	就園について 保育園園長の話 CARE プログラム	みどり学園OB 公立保育園園長 CARE ファシリテーター
9月	親子関係について	中央療育センター職員
11月	きょうだい・家族について	ペアレント・メンター
12月	卒園・退園後の支援や相談について	中央療育センター職員
1月	CARE プログラム	CARE ファシリテーター
2月	CARE プログラム サポートブックを作ろう	CARE ファシリテーター みどり学園職員
3月	CARE プログラム	CARE ファシリテーター

進路については、保護者に日ごろの児童の様子を伝えつつ、就学説明会、特別支援学校見学、保護者学習会等を通して考える場を提供し、発達検査などを勧めた。

b 見守り一時支援

平成25年度より保護者の支援を目的として、希望者に対して15時以降も保育を実施している。令和6年度の実施状況は表1-10のとおりである。

表1-10 見守り一時支援 月別利用実績

(単位：日・人)

区分	開所日数	利用人数	延べ利用人数	1日平均利用人数
4月	11	8	21	1.9
5月	16	10	38	2.4
6月	12	9	32	2.7
7月	14	10	25	1.8
8月	12	12	32	2.7
9月	15	12	51	3.4
10月	10	12	48	3.2
11月	16	15	56	3.5
12月	13	14	42	3.2
1月	13	13	51	3.9
2月	14	15	52	3.7
3月	12	10	28	2.3
合計	163	140	476	2.9

○ センター内外との連携

診療相談係の保健師には各クラスへの毎月1回程の参加を通して、児童の健康を中心に相談した。同系の看護師が園の事務所に常駐しており、保育中のケガや発作への対応や、大きな行事にも同行してもらい、安全把握に努めた。

同系の理学療法士や作業療法士には、イスの調整や運動面・身辺面の状況等を必要に応じて相談した。すぎのこ学園の言語聴覚士には、年数回各クラスに入ってもらい、児童のコミュニケーションの現状と課題の確認や、摂食の仕方を相談した。

診療相談係の相談支援専門員とは、園での様子を伝え合うことで、児童や保護者のより深い把握や支援を心がけた。

(エ) 卒・退園児およびその保護者への支援

卒・退園する児童の在園中の様子をまとめ、進路先へ引き継いだ。また、前年度の担任が、年度当初に進路先の学校や園等を訪問し、児童の状況を見て意見交換を行った。実施状況は表1-11のとおり。

就園、就学1年目の保護者を対象に、合同で合計6回のアフターケアグループ（マザーグース）を行った。就学・就園後の悩みを聞くことや、保護者同士が情報交換することで、卒・退園後の不安の軽減を図った。次年度に就学・就園予定の児童の保護者との交流会も実施した。

表1-11 令和6年度 アフターケア訪問実施状況
(単位：人)

訪問先	人数
特別支援学校	2
特別支援学級	2
保育園	6
幼稚園	0
認定こども園	1
その他	0
計	11

イ わかくさ学園

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター（旧：肢体不自由児通所施設）である。脳性麻痺・精神発達遅滞等で運動機能に障害のある学齢未満の児童と保護者が一緒に通い、保育士と専門職員が児童の特性に配慮した療育を行っている。

重症心身障害児、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童を療育するため、保育士等常勤スタッフには高度な専門性が求められる。また、医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等医療スタッフと情報を共有して連携し、個々の児童の状態に応じた支援を行っている。

他の医療機関や児童発達支援事業所等とも連携し、卒・退園を見据え特別支援学校等と連絡を密にして移行支援に努めている。

(ア) 園児について

a 新規、障害の程度等

令和6年度末の契約児童数は8人。年度当初入園児童2人であった。年度末時点での新規・継続児童、診断名、住所区別状況及び障害の程度は、表2-1から表2-4のとおり。

表2-1 新規・継続児童

(単位：人)

区分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新規			1	1							1	1	2
継続			1		1	2	1	1			3	3	6
計			2	1	1	2	1	1			4	4	8
合計	0		3		3		2		0		8		8

表2-2 診断名等

(単位：人)

区分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
脳性麻痺						2	1				1	2	3
骨形成不全													0
神経・筋疾患			2		1			1			3	1	4
精神発達遅滞													0
その他				1								1	1
計			2	1	1	2	1	1			4	4	8
合計	0		3		3		2		0		8		8

注：「その他」には、染色体異常等の先天性異常・後天性の運動障害・医療的ケア等を含む。

表2-3 区別状況

(単位：人)

千種	昭和	熱田	中川	天白	瑞穂	計
3	0	3	0	1	1	8

注：市内唯一の医療型児童発達支援センター（旧 肢体不自由児通園施設）。市内全域対象。

表2-4 障害程度

(単位：人)

区分	身体障害1級	身体障害2級	身体障害3級	身体障害4級	なし	合計
愛護1度(最重度)	4	1				5
愛護2度(重 度)	3					3
愛護3度(中 度)						0
愛護4度(軽 度)						0
なし						0
計	7	1	0	0	0	8

b 卒・退園児の進路

進路は、表2-5のとおり。

表2-5 進路（5年間推移）

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
名古屋特別支援学校（通学）					
名古屋特別支援学校（訪問教育）					
港特別支援学校（通学）	1	3	2	1	
港特別支援学校（訪問教育）			1		
その他特別支援学校	1				
地域の小学校（通学）					
保育園入園			2		
幼稚園入園					
みどり学園（児童発達支援センター）入園	2		1	1	
他の児童発達支援センター入園	2	3		1	1
市外転出	2			1	
死亡	1				
その他					1
計	9	6	6	4	2

注：「その他」は、他施設入所・病院入院等

(イ) 療育について

正規職員は、園長（事務取扱）1人、保育士4人の配置である。そのため、中央療育センターの医師や診療相談系の看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士らの協力を得て、保育士を中心に専門的療育に努めている。医療的ケア児対応等のため診療相談系の看護師が交代で健康管理に努めている。

専門的な療育プログラムとして音楽療法・プール療育・スヌーズレン（多感覚刺激）を実施するとともに、様々な行事をとおして多様な体験活動を行っている。

また、保護者が療育知識や技能を習得し、家庭での療育に役立てられるよう支援に努めている。

a 療育内容等

(a) ねらい

泣いたり、笑ったり、気持ちをいっぱい表現しよう。

五感を通して、いろいろな刺激を感じよう。

親子で安心して過ごせる場所にしよう。

(b) 日課

日課は、表2-6のとおり。

表2-6 日課（通常療育の場合）

時間	日課
9:45	登園（通園バス等）、検温、排泄
10:00	保護者の体操（ラジオ体操第2）
10:05	体操（ふれあいリラックス体操・リズム体操）、水分補給、排泄
10:45	朝の会（今月の歌・おはようの歌・出席確認の呼名・シールはり）
11:00	主活動（室内あそび・運動あそび・製作・お散歩・音楽療法・スヌーズレン・お誕生会・園庭プール等）
11:40	給食、歯磨き
12:45	親子分離療育（保護者は控室にて待機、ふれ足体操・自由あそび・午睡）
13:45	帰りの会（さよならの歌）
14:00	降園
14:10	通園バス発車

(c) ふれあいリラックス体操・リズム体操

療育への導入として、音楽に合わせ手足の指等にやさしく触れ、親子の心と身体をほぐす「ふれあいリラックス体操」や親子でリズム体操をして児童が動こうとする自主的な気持ちを大切にしている。

(d) 音楽療法

日本音楽療法学会認定音楽療法士による専門的な音楽療法を平成 13 年度から実施している。音楽や楽器をとおして聴覚・視覚・触覚等の感覚に働きかけ、身体的なリズム感覚を引き出し、ボディイメージを育てる、手指への意識を高め協応運動を促す等により心身機能の維持改善、生活の質の向上等を図っている。

(e) プール療育

水中では姿勢の保持・変換が困難な児童が浮力や水圧を利用して様々な姿勢や変化を体験でき、運動量が確保されるため食欲や睡眠を促す等生活面での効果がある。

保護者や保育士とスキンシップを通してリラックスしながら水中で集団遊びすることにより仲間と交流できる等、様々な療育効果も期待できる。

プール療育は、4月下旬から12月初旬の金曜日に、名古屋市障害者スポーツセンターにおいて実施している。ただし、主治医の許可が得られない等で入水ができない児童は学園で通常療育を行っている。

表 2-7 プール療育

目的	<ul style="list-style-type: none">・水に慣れ親しみ、水の中で身体を動かす楽しさを体験する。・浮力や水圧がある水中運動により健康の維持増進を図る。・親子のスキンシップを深め、水中集団遊びを通じて友だちと交流する。
日時	金曜日 9:30~12:30 (入水 10:30~11:10)
場所	名古屋市障害者スポーツセンター (名東区勢子坊2-501)
内容	9:30 通園バス出発 (10:00名古屋市障害者スポーツセンター着) 10:00 健康チェック (検温・脈拍・聴診・健康観察等)、 着替え、準備運動、シャワー 10:30 入水 <ul style="list-style-type: none">・集団水慣れプログラム (音楽に合わせて10分程度) (腰かけキック・歩き・ゆらし・ジャンプ・バブリング等)・集団あそび、個人療育プログラム、個人遊泳 (20分程度) 11:10 退水 <ul style="list-style-type: none">・保温、シャワー、着替え 11:45 通園バス出発 (12:30 学園着)

(f) 単独療育

就学等を控える年長児等の精神的な成長や自立心を育成するため、児童のみ単独で通園し、集団生活を経験する単独療育を対象の児童について実施していたが、一元化に向けて年少以上で保護者の希望に合わせて単独療育を実施している。

(g) 行事

令和6年度に実施した主な行事は表2-8のとおり。

表 2-8 令和6年度 行事

区分	学園行事	家族支援	健康診断
4月	入園式	個人懇談	身体測定
5月	春の遠足	ブラッシング指導	歯科検診
6月		港特別支援学校見学 保護者学習会（作業療法士からの話）	健康診断
7月	七夕会	保護者学習会（先輩ママの話） 家庭訪問	身体測定
8月	夏祭り おばけやしき	8/5～8/16 在宅療育	
9月	運動会	個人懇談	
10月	家族参観 ハロウィン	保護者学習会（調理室見学）	身体測定
11月	遠足	クッキング	健康診断
12月	クリスマス会	12/23 ～1/7 在宅療育	
1月	節分会	保護者学習会（栄養士からの話）	身体測定
2月	生活発表会 ひなまつり会	園外療育、個人懇談	
3月	卒退園式	3/21～4/9 在宅療育	

b 理学療法・作業療法

療育の開始前・終了後に、個別に理学療法を実施している（表 2-9）。

同様に、上肢機能訓練・日常生活動作訓練等による作業療法を実施している（表 2-10）。

表 2-9 理学療法実施延人数（月別人数）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	16	18	18	16	15	19	19	10	13	11	13	9	177

表 2-10 作業療法実施延人数（月別人数）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	7	11	11	9	8	10	14	11	7	9	7	6	110

(ウ) その他

a 保護者教室

保護者支援として各種の保護者教室を実施している（表2-11）。

表2-11 令和6年度 保護者教室

区分	内容	講師等
5月	ブラッシング指導	中央療育センター歯科衛生士
6月	災害時の対応	中央療育センター作業療法士
7月	先輩ママとの交流会	卒園児保護者
10月	調理室見学	中央療育センター管理栄養士
1月	栄養士の話	中央療育センター管理栄養士

b アフターケア

卒退園児を対象に成長の様子を共有し支援の継続性を図るため、保育士等が、特別支援学校・通園施設・保育園等を訪問しアフターケアに努めている。

ウ すぎのこ学園

すぎのこ学園は、児童福祉法に基づく、主に難聴幼児を対象とした福祉型児童発達支援センターである。就学前の児童と保護者がともに通園し、生活の場面や季節の行事等を楽しみ体験することで社会参加の意欲を高め、コミュニケーションやことばの力を育てることを目指した療育に努めている。

難聴児の言語獲得のためには、1日も早い発見と指導・教育が不可欠とされている現在、多くの産科病院等で新生児聴覚スクリーニングが導入されており、難聴の発見は低年齢化している。そのため、3歳前後で発見・紹介されるケースはまれになっている。

表3-1 園児数

(単位：人)

男	女	計
12	17	29

注：令和7年3月末時点の人数。途中入退園児を含む。

(ア) 園児の概況

a 性別・年齢別・障害の程度別

令和6年度の在籍児（途中入退園児を含む）は29人であり、その性別・年齢別及び障害の程度別の内訳は、表3-2及び表3-3のとおりである。難聴幼児通園施設は全国的に数が少ないため、市内全域からだけでなく市外から通園するケースがあり、令和6年度は4人が市外から通園している。

表3-2 年齢別・性別等内訳

(単位：人)

区 分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
性 別	男	1	3	2	2	2	2	12
	女	3	4	1	4	3	2	17
計		4	7	3	6	5	4	29
並行通園の状況 (再掲)	幼稚園			1	6	1		8
	保育所	1	5			4	4	14

表3-3 障害の程度別の内訳

(単位：人)

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
身体障害者手帳2級		1	1	4	1	2	9
身体障害者手帳3級		3	1			1	5
身体障害者手帳4級					1		1
身体障害者手帳6級	1			1	3	1	6
非 該 当	3	3	1	1			8
計	4	7	3	6	5	4	29

注：聴覚障害の等級は、2,3,4,6級のみ。

b 難聴の診断年齢・診断機関及び入園経路

難聴の発見時期は新生児聴覚スクリーニングの導入に伴い、低年齢化してきており、1歳未満で診断されるケースが増えてきている。身体障害者手帳の認定要件に該当しない程度の難聴も低年齢で発見されるケースが増えている。その一方で、ことばが遅いことを主訴に受診して3歳前後で難聴が発見されるケースもまれにみられる。

表3-4 難聴の診断機関及び年齢

(単位：人)

区 分	0 6か月	7か月 12か月	1歳1か月 1歳6か月	1歳7か月 2歳	2歳1か月 2歳6か月	2歳7か月 3歳	3歳1か月 3歳6か月	3歳7か月 4歳	4歳1か月 5歳	5歳1か月 6歳	計
中央療育センター		2				1					3
愛知小児保健医療 総合センター	9 (5)	4 (1)									13 (6)
病 院	12 (2)	1									13 (2)
地域療育センター (中央除く)											0
計	21 (7)	7 (1)				1					29 (8)

注：() 内は身体障害者手帳認定要件非該当の児童を再掲

表3-5 入園の紹介ルート

(単位：人)

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
あいち小児保健医療総合センター	3	2	1	3	5	2	16
保 健 セ ン タ ー				1			1
病 院	1	5	2	2		1	11
地 域 療 育 セ ン タ ー						1	1
そ の 他							0
計	4	7	3	6	5	4	29

表3-6 入園時の年齢

(単位：人)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0か月 ～ 6か月					
7か月 ～ 12か月				1	1
1歳1か月 ～ 1歳6か月	3	9	9	10	10
1歳7か月 ～ 2歳	5	7	6	5	10
2歳1か月 ～ 2歳6か月	6	2	4	5	3
2歳7か月 ～ 3歳					1
3歳1か月 ～ 3歳6か月	3	3	2	1	
3歳7か月 ～ 4歳	3	2	1	2	2
4歳1か月 ～ 4歳6か月					
4歳7か月 ～ 5歳				1	2
5歳1か月 ～ 5歳6か月					
5歳7か月 ～ 6歳	1		1		
6歳1か月 ～ 就学					
計	21	23	23	25	29

c 入園までの指導

難聴が発見され、入園が決定した児童に対しては、入園前に次のことを行っている。

(a) 見学

各年齢のクラスを、それぞれ最低1回見学してもらっている。これによって、学園の指導内容を具体的に理解してもらい、スムーズに療育に参加できるようにしている。

(b) ガイダンス

難聴と診断された後、難聴、聴力、補聴器についてガイダンスし、聴力確定、補聴器装用を図っていく。ガイダンスは入園後も適宜行っている。

(イ) 療育指導の概況

a 指導目標

補聴器を適切に使用し、残存聴力を最大限に活用し言語の発達を促すことが目標となる。そのために、集団指導・個別指導とも、保護者も参加し、当園での療育活動を家庭での療育に活かしてもらうように心がけている。低年齢ほど、保護者への援助・指導の比重が大きくなっている。

b 通園回数

集団指導は、年齢別のクラスを原則としている。

個別指導は、週1回・1時間、言語聴覚士が行っている。

表3-7 年齢別通園回数

区分	集団指導回数	個別指導回数	通園回数
0歳児	隔週1回	隔週1回	週1回
1歳児	週2回	週1回	週2回
2歳児	週3回	週1回	週3回
3歳児	週3回	週1回	週3回
4歳児	週1回	週1回	週2回
5歳児	週1回	週1回	週2回

c 日課

基本的な日課は、表3-8のとおりである。(ただし、年中児・年長児は、幼稚園・保育所へ通うことを中心としているため、クラス運営は午後行っており、日課も異なる。)

毎日の日課を訓練室に掲示して、その日の指導内容を保護者に把握してもらうよう努めた。

指導内容については毎月クラスごとにその月の行事を考慮して設定したテーマ(目標)に沿ったものとし、体験の共有や積み重ねを大切に行った。さらにきめ細かい指導を行うため、個人ごとの目標も設定して、月初めに保護者へ説明の上、クラス目標とともに配付した。また、学期ごとに行う療育指導のまとめについても同様に配付して、保護者に児童の発達や療育に対する理解を深めてもらった。

表3-8 基本日課表

9:30	10:30		11:15	11:45	13:00		14:00			
個別訓練	聴力検査	体操	朝のあいさつ	うた話	お話	課題	給食	自由あそび	個別訓練	聴力検査
親子		親子	親子	親子	親子または親子分離		親子			

d 年間行事

令和6年度の行事の実施状況は、表3-9 のとおりである。

区分	実施した行事名
4月	始業式、こいのぼりあげ
5月	こどもの日の行事、健康診断、春の遠足（東山動植物園）
6月	千種ろう学校見学会、歯科検診、家族参観、ブラッシング指導
7月	七夕会、プール遊び
8月	プール遊び、夏まつり
9月	運動会
10月	秋の遠足（東山動物園）
11月	家族参観、健康診断、秋の遠足（愛知県児童総合センター）
12月	クリスマス会
1月	鏡開き、節分会
2月	ひなまつり会
3月	お別れ遠足（名古屋港水族館）、修了式

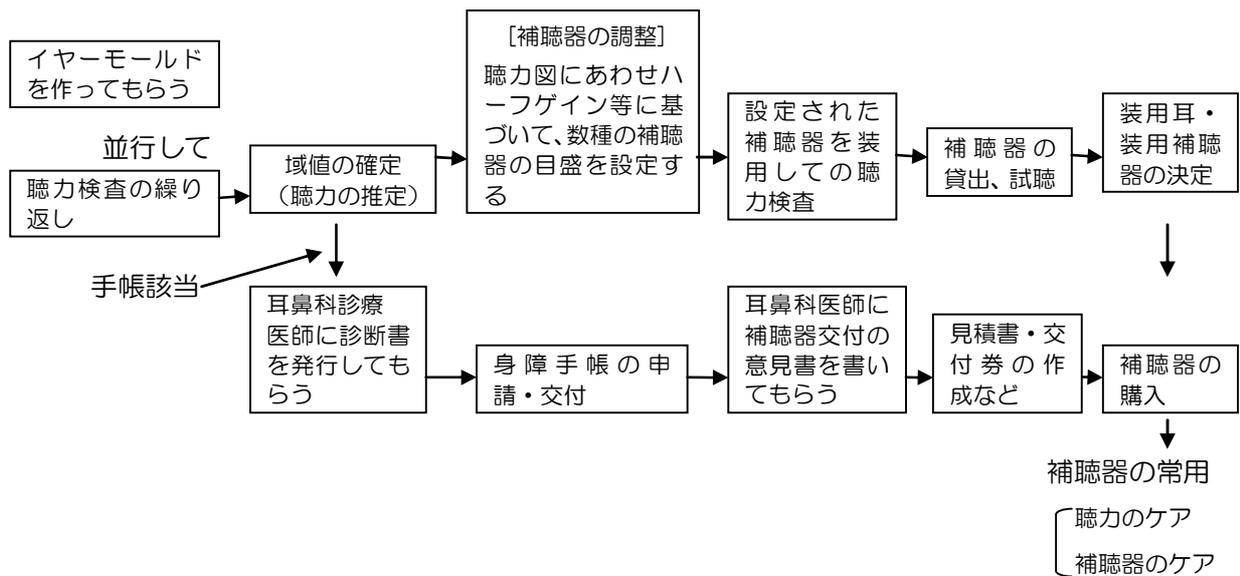
e 補聴器のフィッティング

園児等の補聴器は、図3-1のようなフィッティングの手続きを経て決定されるが、デジタル補聴器フィッティング装置等の機器を利用してフィッティングの簡易化も図っている。

令和6年度においては園児延べ18件の補聴器の調整を行っている。園児の装着している補聴器は、両耳の聴力レベルにさほど差がない場合は耳かけ型補聴器を両耳に装着することが中心だが、差がある場合は片耳装用、フィッティング途中では交互装用をしている。

令和6年度末において、園児の装着している補聴器の種類と人数は、人工内耳11人（人工内耳両耳装用10人・片耳補聴器併用1人）、耳かけ型補聴器両耳装用15人、軟骨導補聴器両耳装用3人であり、近年、人工内耳を両耳装用している園児が増えている。

図3-1 補聴器フィッティングの流れ



f 聴力管理

園児の補聴器フィッティングやその後の聴力管理のため、繰り返し聴力検査を行っている(表3-10)。

表3-10 月別聴力検査回数

(単位：件)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自覚的聴力検査	BOAテスト													0
	CORテスト		7	3	3		2	4	2	1	7	4	2	35
	ピープショウテスト	5	10	7	12	3	7	9	10	5	13	16	6	103
	標準聴力検査													0
	語音聴力検査													0
計		5	17	10	15	3	9	13	12	6	20	20	8	138

注1：耳鼻科診察時の聴力検査は除く。

注2：表中、検査方法等は略称で表示したが、正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、

(4) 企画調整部門

地域療育センターに係る企画調整部門は、令和5年度に中央療育センター内に設置され、市内の地域療育センター及び児童発達支援センター（以下「地域療育センター等」という。）に係る発達支援・地域支援の内容や質の向上、均質化を図るため、地域療育センター等の運営に係る調整及び早期子ども発達支援担当職員研修等を行っている。

ア 地域療育センターの運営に係る基準等

(ア) 地域療育センター運営基準

市内の地域療育センター等が質の確保された早期子ども発達支援を実施できるよう、全市で統一的に運営する事項と一定の基準のもとに地域の実情等に応じて各センターが決定し運営する事項を定めた「地域療育センター運営基準」が令和3年3月に策定された。

令和6年度は、児童福祉法等の改正、本市の施策拡充及び「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」の策定等を踏まえ、当基準の見直しを行い、改正案を策定した。

(イ) その他

令和5年度に、市内の児童発達支援センターにおける医療的ケアを安全かつ適切に実施するための基本的な事項や留意事項を示す「児童発達支援センターにおける医療的ケア児対応ガイドライン」を策定した。令和6年度からは、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に備え、基本的な対応及び留意事項を定めた「地域療育センター及び児童発達支援センター地震防災対策指針」の策定作業を進めている。

イ 地域療育センターの運営に係る調整

(ア) 児童発達支援センター施設長会

市内の児童発達支援センターの施設長等が参加し、運営に関する情報の共有や課題等についての意見交換を定期的に行うもので、令和6年度は3回実施した。

(イ) 地域療育センター等の運営に関するワーキング

市の計画やセンターの運営に係る課題等について検討を行うもので、令和6年度は6回実施した。

(ウ) 児童発達支援センター利用調整会議

児童発達支援センターへの通園を希望する児童について、各センター間で申込状況を共有し、市全体の定員内で希望する児童の受入が可能となるよう調整を図るもので、令和6年度は12月と2月に実施した。

(エ) 各種担当者会における課題の把握、本庁・関係機関等との調整

各部門の担当者会に出席し、セクションごとの運営に関する課題を把握し、必要に応じて、各センター間や市の所管課・関係機関との連絡調整を行う。

(オ) 統計資料の取りまとめ

各地域療育センターの事業概要や実績等について、児童発達支援センター施設長会をはじめ各種会議や職員間で活用できるよう、統計資料を集約する。

ウ 早期子ども発達支援の質の向上、均質化のための研修等

(ア) 早期子ども発達支援担当職員研修

就学前の子どもの発達に係る支援に携わる職員（保育所、幼稚園、保健センター及び児童発達支援センター等の職員）として必要な知識やスキルを段階的に習得し、計画的なスキルアップを図るとともに、多職種・多機関の職員が同一の研修を受講して交流することにより、子どもの育ちや支援について複数の視点からの学びを深め、連携力の向上及び協働の推進を図る目的で実施している。

令和2年度に研修プログラムの検討がなされ、令和3年度に基礎講座をモデル実施されて以降、段階的に拡充され、令和5年度からは、中央療育センターの企画調整部門に所管が移され、基礎講座、中級講座、上級講座のすべての研修を本格実施するとともに、当研修の基礎的な内容をオンデマンドで閲覧できる動画配信サイトを開設した。令和6年度は、これらに加え、医療的ケア児・重症心身障害児支援の研修をモデル実施した。

(イ) 地域療育センターへの公認心理師派遣事業

名古屋市立大学の寄附講座との連携事業として、公認心理師を地域療育センターに派遣し、職員のスキル向上を図るもので、令和6年度は中央療育センターにおいてモデル実施した。

(ウ) Be 研修

職員の知識・技術の習得や地域との連携等を図るため、中央療育センター内の各セクションと発達障害者支援センター（りんくす名古屋）が連携して、各種研修を企画・実施している。令和6年度は、内部向けの研修及び外部向けの研修を実施したほか、当研修の担当者部会において、療育に関する地域への広報・啓発として「中央療育センターだより（第2号）」を発行した。

(エ) その他

市内の地域療育センターの共催による「地域療育センター合同研修会」について、令和5年度からは企画調整部門も加わり、開催に向けた調整等を行っている。

エ その他

「名古屋市中央療育センター等倫理審査委員会」に関する事務を行っている。

※「名古屋市中央療育センター等倫理審査委員会」…市長の附属機関として、名古屋市中央療育センターその他市長が定める機関が行う「人を対象とする医学系研究」に係る研究の実施又は研究計画書の変更等について調査審議するもの

3

くすのき学園（児童心理治療施設）

くすのき学園は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難になった児童に対し、社会生活に適応するために心理治療、生活指導及び学校教育を行う施設である。精神医学、臨床心理、生活指導、学校教育の各分野の専門家が協働して児童やその家族を援助している。

心理治療では、週に1回セラピーを実施し、児童がセラピストに甘えや怒りを出したり、悩みを伝えたりする中で、周りの人との基本的な信頼感を回復したり、自分の感情をコントロールする力を高めたりできるよう支援している。

生活指導では、日常生活や買い物、外出、学園行事、児童同士の関わりを通じて、社会性や主体性を身につけられるよう働きかけている。

学校場面では、一人ひとりの能力や学習進度に合わせて、授業が設定されている。また、本校（川原小学校、川名中学校）との連携の下、本校児童、生徒との交流を図る取り組みをしている。

全国児童心理治療施設協議会中部ブロックの愛厚ならわ学園（愛知県半田市）、中日青葉学園わかば館（愛知県日進市）、桜学館（岐阜県関市）、悠（三重県桑名市）とは、研修をはじめとした情報交換を行い、専門知識・技術向上を図ると共に相互理解を深めている。また、令和7年4月より新たに、ふくい森の子学園（福井県福井市）が開所となり、中部ブロックに加わることとなった。

(1) 在園児の概況

ア 学年別在園児童数

表1 在園児童の状況

(単位：人)

区分	小学生			中学生			全体
	男	女	計	男	女	計	
入所	6	6	12	4	5	9	21
通所	0	0	0	1	2	3	3
計	6	6	12	5	7	12	24

注1：令和7年3月31日現在。

注2：通所児童は、自宅のほか、児童養護施設・里親宅からの利用を含む。

イ 在園期間（令和7年3月31日までの期間）

平均在園期間は、小学生は1年9か月、中学生は2年9か月、全体で2年2か月だった。令和6年度在園していた児童の中で最も長く在籍した児童の在園期間は6年0か月だった。

(2) 入園児

令和6年度は9人が入園した（措置変更によるものを含む）。内訳は小学生が4人、中学生が5人だった。

表3 入園児の状況

区分	性別	入所／通所	入園理由
小5	女	入所	被虐待
中2	女	通所	被虐待
中2	男	通所	性格・行動
中1	男	入所	親子関係不調
小6	男	通所	被虐待
小4	男	入所	被虐待
中2	女	入所	被虐待
小3	男	入所	性格・行動
中2	女	入所	養育力

(3) 退園児

令和6年度は7人が退園した（措置変更によるものを含む）。内訳は小学生が2人、中学生が5人だった。在園期間については、最短1年0か月、最長4年0か月、平均2年7か月だった。

表4 退園時の状況

区分	性別	入所／通所	退園月	在園期間	退園理由／退園後の進路
中3	女	入所	3月	4年0か月	家庭引取／自宅
小6	男	入所	12月	3年0か月	家庭引取／自宅
中3	女	通所	3月	3年0か月	措置変更／児童養護施設
中3	女	入所	3月	3年0か月	措置変更／地域小規模施設
中1	女	入所	3月	2年8か月	措置変更／児童養護施設
小5	女	通所	4月	1年0か月	措置変更／入所
中2	男	入所	9月	1年2か月	措置変更／地域小規模施設

(4) 心理治療

心理治療は入所児・通所児ともそれぞれ週1回、45分を目安に実施し、個々の児童の状態と必要性に応じて柔軟に対応している。また、家庭や児童の状況・状態によって家庭訪問や関係機関との調整を行っている。

児童心理治療施設では総合環境療法として、学校、生活、医療、心理等の専門職の連携のもとで日常的なチームアプローチをおこなっている。

家族治療では、保護者の都合で定期的に面接を行うことができない場合が多い。

表5 在園児と家族への治療・援助状況

(単位：人)

区 分	内 容		小学生	中学生	計
在園児	治 療 回 数		549	462	1,011
	治 療 方 法	カウンセリング	190	110	298
		遊戯療法	495	379	842
		工作・その他	124	120	244
		箱庭	19	5	24
	心理テスト	30	53	83	
家 族	来 所 面 接		9	17	26
	家 庭 訪 問		1	3	4
その他	関係機関との調整		394	518	912
	その他との調整		3	3	6

注1：1回の治療に、2種類以上の方法を実施している場合がある。

注2：関係機関とは、学校、施設、病院、警察等を指す。

注3：その他には、区役所での転入手続きが含まれる。

注4：一時保護委託児童分を含む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

生活指導の日課は、表6のとおりである。

指導員・保育士が規則正しく毎日繰り返される日課を通して、児童に生活習慣の確立と情緒の安定、発達を促していくよう指導をしている。最近の傾向としては要養護児童が増加しており、家庭的な処遇を心がけ、年齢・能力に応じた基本的な生活習慣を養い、買い物指導・園外指導を通じて社会性を養うことに配慮し、自主自立に向けて指導している。また、集団に入れない児童、対人接触の少ない児童については、個別的な配慮をしている。

学習について、小学生は日課に沿って学習しているが、中学生は担当職員と時間を決めて学習しているほか、学生による学習支援も実施している。

通所児童についても、降園時刻までは入所児童と同じ日課に基づいて行動している。

(登園時刻 8:30、降園時刻 14:00～15:00)

表6 日課表 (平日)

7:00	起床		おやつ
7:30	朝食		自由時間
	歯みがき・登校準備	16:30	片付け
8:30	登校		入浴
	学校	17:30	夕食
			歯みがき
12:00	給食	19:00	自由時間・就床準備
	学校	20:00	(小学1～2年生) 就床
		21:00	(小学3～6年生) 就床
14:00～ 15:00	下校	22:00	(中学生) 就床
	学習		

イ 年間行事

学園における通年の行事内容は、表7のとおりである。施設での生活は閉鎖的になりがちであるため、GW、夏休み、冬休みなどの長期休暇には、余暇活動を充実させることや全員で楽しく過ごせるような時間を持つことを目的に外出を行っている。その中で、公共のマナーを身につけたり、社会生活に適應していくための体験活動の充実を図ったりしている。

新型コロナ渦においては学園外の行事を中止、あるいは学園内で行うことのできる行事に変更するなどの工夫をしながら行事を行ってきたが、令和5年度からは学習や日々の活動のモチベーションになりうるか等、改めて事業の意義を考えつつ、公共交通機関を使つての移動を含む外出等、必要なものを順次再開している状況にある。

表7 年間行事

区分	令和6年度	(参考) コロナ禍以前
4月	花見	バイキング
5月	昼食外出	
6月	合同遠足(レゴランド)	サッカー観戦、野球観戦
7月	海の家、野球観戦、カラオケ	海の家、バイキング、スポッチャ、科学館
8月	映画鑑賞 バーベキュー 絵画展表彰式	ディズニーオンアイス、野球観戦、円頓寺夏祭り 夏外出(プール、バイキング、ボウリング、映画 鑑賞)、バーベキュー、絵画展表彰式
9月		ミュージカル鑑賞
10月	くすのきまつり	くすのきまつり
11月	カラオケ 昼食外出	秋の遠足(ナガシマスパーランド)
12月	クリスマス会	バスケットボール観戦、クリスマス会
1月	初詣	バイキング
2月	バスケットボール観戦	卒業を祝う会
3月	卒業を祝う会 送る会	

ウ ミーティング

生活フロアにおいて、児童間でのミーティングを必要に応じて開いた。職員から声を掛けることもあれば、児童から提案がある場合もあった。「協調性」や話し合いのルールを学びとるとともに、職員との信頼関係を深めるために開催した（開催頻度や内容はフロアにより異なる）。

エ その他

(ア) 保健管理

学園の医療としては、中央療育センターの診療部門がその役割を主に果たしており、入園児の健康上の問題を早期に発見し、治療している。

また、定期的な検診として、年3回の身長・体重測定、歯科・眼科等の検診を実施したほか、講師による歯みがき指導などを通じて、児童が健康への関心を高めるように指導した。

(イ) 安全教育

火災等、災害に対する児童の安全意識を高めるとともに、非常時に問題なく職員の誘導に従うことができるように日頃から準備をしておくため、避難訓練を毎月実施した。

(ウ) 性教育

人権意識や正しい性の知識を身に付けること、また、自分の身を守れるようにすることを目的とし、月1回程度、「だいじの会」という名称の学習会形式で、学年や発達、性別に合わせた性教育を行った。

(6) 学校教育

ア 小学校教育

昭和48年6月から小学生の処遇開始に伴って、名古屋市立滝川小学校情緒障害学級として施設内に開設された。平成22年5月の施設移転に伴い、同年4月より、名古屋市立川原小学校自閉・情緒障害特別支援学級となった。平成25年4月からは、名古屋市立川原小学校の分校となった。

(ア) 学年別在籍児童数

表8 学年別在籍児童内訳（小学校）

（単位：人）

区分	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
男	0	0	1	3	1	2	7
女	1	0	0	0	3	2	6
計	1	0	1	3	4	4	13

注1：令和7年4月1日現在

(イ) 学級編成

児童の数から、複式学級で編成しているが、児童の状態や個人差により、個人を取り出して授業を行うこともある。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

名古屋市の通常学級の教育課程を基本にした編成を行っているが、編成の仕方は教科等の学習に対する個々の児童の不安や治療の進み具合の程度等に合わせて弾力的に行っている。

表9 授業単位数週配当表

（単位）

区分	教 科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	外国語活動	外国語	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育						
1学年	9	—	4	—	3	2	2	—	3	1	1	—	—	—	25
2学年	9	—	5	—	3	2	2	—	3	1	1	—	—	—	26
3学年	7	2	5	2.6	—	1.7	1.7	—	3	1	1	2	1	—	28
4学年	7	2.6	5	3	—	1.7	1.7	—	3	1	1	2	1	—	29
5学年	5	2.9	5	3	—	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	—	2	29
6学年	5	3	5	3	—	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	—	2	29

注：1単位は45分

表10 週時程表と週行事

区 分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30					
8:45	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動
1時限	8:45～学園全体打ち合わせ会(教員は代表参加)				
9:30					
9:40	放 課				
10:25	2時限				
10:40	放 課				
11:25	3時限				
11:35	放 課				
12:20	4時限				
	給 食				
12:50	放 課				
13:00	5時限				
13:45	(小学校) 清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会
13:55	(中学校) 放 課	放 課			
14:40	(中学校) 6時限			クラブ (中学校)	クラブ (小学校)
14:50	(中学校) 帰りの会	帰りの会	三部会 (週1回)	帰りの会	帰りの会
		職員会議 (月1回) 小中打ち合わせ会 (月1回)		ケース会議 (随時)	

(工) 交流及び共同学習

社会的適応力を身に付けるために、外部の集団に慣れることも必要である。そのため、儀式的行事や運動会（体育大会）、野外学習などの宿泊行事などは、本校の行事等に参加している。

イ 中学校教育

昭和 59 年度に、名古屋市立川名中学校情緒障害児学級として、施設内に 1 学級が開設された。昭和 61 年度には 1 学級が増設され、2 学級 3 担任に、さらに平成 9 年度に 1 学級が増設され、3 学級 4 担任に拡充されたが、平成 22 年度より 2 学級 2 担任に減級、減員になった。

平成 25 年度からは、名古屋市立川名中学校分校となり、教員数が 7～8 名となった。

(ア) 学年別在籍生徒数

表 1 1 学年別在籍生徒数

(単位：人)

区 分	1 学年	2 学年	3 学年	計
男	2	3	1	6
女	1	2	4	7
計	3	5	5	13

注 1：令和 7 年 4 月 1 日現在

(イ) 学級編成

2 学級あり、8 人の担当教員が指導を行っている。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

授業は、通常の教育課程に準じて行うが、小学校同様、生徒の実態を考慮して、授業単位数の週配当は、表 12 のとおりである。週時程と週行事は、前掲の表 10 のとおりである。

表 1 2 授業単位数週配当表

(単位)

区 分	教 科									道 徳	特 別 活 動	総 合 的 な 学 習 の 時 間	自 立 活 動	計
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	技 術 ・ 家 庭	保 健 体 育	英 語					
1 学年	4	3	4	3	1	1	1	3	4	1	1	1	2	29
2 学年	4	3	3.5	3.5	1	1	1	3	4	1	1	1	2	
3 学年	3	3.5	4	3.5	1	1	1	3	4	1	1	1	2	

注：1 単位は 45 分

(工) 合同学習

治療的かわりをもつことと、集団での学習体験をさせることの両面から、1 学年から 2 学年もしくは 1 学年から 3 学年の合同学習の授業を設定した。合同学習の教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭である。

(オ) 個別指導

在籍生徒の措置理由として、不登校や虐待が9割以上を占めることから、心理治療を必要としている。そのため、こうした生徒に対しては、治療の進展に合わせて基礎的な教科学習を含めた個別指導を実施する。また、各担任は、授業後の時間を活用して、進路指導等についての話し合いも行う。

(カ) 進路指導

進路指導は、本校の進路指導主事と連携を取りながら、進めている。

就職指導は、職業安定所による職業相談実施計画にあわせて、職業相談や職場見学を実施し、一般学卒の枠の中で進めている。

しかし、このような生活環境の中、希望する進路をかなえられないこともある。その要因として、家族関係不調の生徒が増え、卒業後の行く先（居住）が不安定で、進路先を決めにくいことがあげられる。

(7) その他の事業

ア 家族療法事業

平成4年度から始まり、会計年度任用職員（セラピスト）2人を配置して、家族療法、家族面接を令和4年度は1ケース、延べ51回実施した。

イ アフターケア

学園を退園し家庭復帰した児童の電話相談や来所面接、家庭訪問や学校訪問等を児童相談所と連携しながら行っている。また、児童養護施設等へ措置変更をした児童についても、施設訪問や来所面接等を必要に応じて行っている。

[資料] WHOの診断分類による児童の状況

臨床に即した診断と分類を行い、職員間のコミュニケーションのためや研修時の共通概念を持つため、診断分類を行い児童の状況把握に役立てている。全国児童心理治療施設協議会と基準を合わせるために、平成14年度からそれまでのICD-6に替え、ICD-10で統計分類をすることとした。

表13 入・退園児の状況及び退園児の在園期間別状況

(単位：件数)

区 分	入園児童 診 断 数		退園児童 診 断 数		令和5年度の退園児の在籍期間								
	令和5年度まで累計	令和5年度入所分	令和5年度まで累計	令和5年度退園分	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上
XX特になし	34	0	31	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
F10-19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F20-29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F30-39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F40-48	197	0	197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F50-59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F60-69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F70-79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F80-89	109	3	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F90-98	356	3	339	4	0	1	1	2	0	0	0	0	0
F99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：1人が2つの分類に該当する場合がある。

(診断分類 ICD-10 Fコード表の見方)

注1：ICD-10とは、International Statistical Classification of Diseaseの略で、WHOの国際疾病分類第10改訂版1990を指す。

注2：ICD-10の構成（Fコード）については、以下を参照。

- F00-09 症状を含む器質性精神障害
- F10-19 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F20-29 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害
- F30-39 気分（感情）障害
- F40-48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F50-59 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F60-69 成人の人格及び行動の障害
- F70-79 精神遅滞
- F80-89 心理的発達の障害
- F90-98 小児および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
- F99 特定不能の精神障害

4

発達障害者支援センター りんくす名古屋

発達障害者支援センター（以下「りんくす」という。）は、発達障害児・者やその家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネートを行っている。また、子どもから大人まですべてのライフステージを通して必要な支援を一貫して受けられるようにするために、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とのネットワークが広がるように働きかけていく事業を行っている。

実施する事業は、(1)相談業務 (2)人材育成・普及啓発 (3)情報発信 (4)関係機関等との連携の4つに加え、令和5年度から(5)地域支援マネジャー事業を開始した。

注:「発達障害」…発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

(1) 相談業務

相談業務では、発達障害児・者やその家族、関係機関等からの発達障害に関する様々な相談に応じ、助言や情報提供等を行っている。

相談内容によって、「相談支援」と「就労支援」の2つに分けられ、「就労支援」は、就労に関する相談に対する支援、「相談支援」は、就労支援以外の相談に対する支援となる。

相談は、基本的に電話により行っている。相談者のニーズや必要性に応じて、主に就労支援を対象に面接も実施している。さらに、支援機関に同行する「訪問」を行う場合もある。

紹介先としては、相談支援の場合は、障害者基幹相談支援センターや仕事・暮らし自立サポートセンター等が、就労支援の場合は、愛知障害者職業センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関、ハローワーク等が挙げられる。

令和4年度から3年間の相談者数の推移を表1に示す。

表1 相談者数の推移（過去3年間）

（単位：人）

区分	相談者数(実人数)			相談件数(延人数)								
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				面接	訪問	面接	訪問	面接	訪問			
相談支援	1,088	963	1,029	1,976	(19)	(3)	2,058	(8)	(2)	1,840	(21)	(4)
就労支援	170	151	142	659	(121)	(20)	658	(113)	(19)	460	(101)	(13)
計	1,258	1,114	1,171	2,635	(140)	(23)	2,716	(121)	(21)	2,300	(122)	(17)

注: ()内の人数は、再掲

表2 相談内容の内訳（複数選択）

相談内容	相談者数	割合
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい。	633人	46.1%
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい。	321人	23.4%
相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい。	113人	8.2%
今後の就労について相談したい。	100人	7.3%
現在勤めている職場に関する相談をしたい。	82人	6.0%
利用できる制度について知りたい。(手帳、年金、手当、障害福祉サービス等)	52人	3.8%
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい。	40人	2.9%
対応困難な状況の改善について相談したい。(強度行動障害、ひきこもり等)	16人	1.2%
進路や将来の生活に関する相談をしたい。	10人	0.7%
その他	6人	0.4%
合計	1,373人	100.0%

注:1人で複数の相談内容を含むものは重複計上してある。

表3 年齢別に見た障害種別

(単位:人)

区分	乳幼児	小学生	中学生	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	不明	合計
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害	15	55	24	20	57	43	39	37	1	12	303
注意欠陥多動性障害(ADHD)	3	18	2	9	23	14	15	15	1	3	103
学習障害(LD)	0	3	1	0	0	0	1	1	0	0	6
発達性協調運動障害	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上記以外の発達障害	0	11	3	1	7	7	4	2	1	4	40
発達障害に加え知的障害を伴う場合	5	6	1	4	4	2	3	4	0	0	29
その他	5	8	0	3	9	6	4	7	0	3	45
不明(未診断含む)	42	128	38	33	88	70	82	75	31	57	644
合計	70	230	69	70	188	142	148	141	34	79	1,171

各相談者の相談内容の内訳を表2に、年齢別に見た障害種別の相談者数を表3に示した。

表2を見ると、「現在の生活に関することや、家庭で家族ができること」に関する相談が最も多く、全体の46.1%を占め、次いで、「診断・相談・支援を受けられる機関について」の相談が23.4%、「相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか」の相談が8.2%と続いている。

表3を見ると、19歳以上が55.8%と半数以上を占めていることがわかる。また、「不明(未診断を含む)」が55.0%を占めていることから、まだ支援につながっていない方からの相談が多いことがわかる。

(2) 人材育成・普及啓発

支援者の養成や家族、市民への普及啓発のため、りんくすでは研修や講演会の開催、様々な研修等への講師派遣を行っている。主催又は共催した研修や講演会等の実績を表4に、講師派遣とコンサルテーションの実績を表5に示した。

表4 主催共催の研修・講演会等

区分	事業名称 ※下線は、りんくす主催	事業内容	参加者数
4月	あいちLD親の会かたつむり講演会	主催:あいちLD親の会かたつむり 「トモニ教室40年の歩みから発達障害のある子の歩み」 講師:繁昌成明氏	150人
5月	TEACCHプログラム研究会愛知支部主催講演会	主催:TEACCHプログラム研究会愛知支部 「TEACCHプログラム基本の『き』」 講師:川崎医療福祉大学子ども医療福祉学科講師 重松孝治氏	80人
6月	愛知県ペアレント・メンター意見交換会①	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 事業計画説明、メンター交流会	22人
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会(第1回)	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 「幼児期の自閉症基礎講座」講師:若子理恵氏 「サポートブック研修」講師:つぼみの会ペアレント・メンター	34人
	愛知県自閉症協会・つぼみの会総会記念講演	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 「発達障害の基礎講座 自閉スペクトラム症を中心に」 講師:愛知県尾張福祉相談センター 吉川徹氏	124人
7月	暮らしのルールの伝え方	「暮らしのルールブックとは?」、グループワーク、実践報告 講師:南口英美氏	54人
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会(第2回)	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 自閉症疑似体験、提出事例へのアドバイス、ワークショップ『事例検討』 講師:若子理恵氏	33人
	TEACCHプログラム研究会愛知支部主催実践報告会	主催:TEACCHプログラム研究会愛知支部 「10年間の歩み、そしてこれから～保護者とともに～」 報告者:知多地域障害者生活支援センターらいふ相談員 鈴木小浪氏	42人
7月～1月	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会(計6回)	発達障害のある年長～高3までの保護者を対象にとしたペアレント・メンターを囲んでの相談会 7月から1月の間に計6回開催	26人
8月	行政窓口職員対象発達障害ワークショップ研修	共催:あいち発達障害者支援センター 「発達障害の理解と疑似体験」、ペアレント・メンターインタビュー「家族の想い」、ワークショップ	53人
	名古屋市高齢・障害福祉職員研修	共催:名古屋市社会福祉協議会、名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋市知的障害者更生相談所 発達障害研修(基礎編) 講師:アイズサポート 伊藤久志氏	84人
	昭和文化小劇場センサリーフレンドリー上映会	主催:名古屋市文化振興事業団 夏休みわくわく映画会「パンダコパンダ雨ふりサーカスの巻」	124人
	つぼみセミナー	主催:愛知県自閉症協会 つぼみの会 「実践や事例から知るコミュニケーションがとれる楽しさと大切さ～日常の意思形成から意思決定へ～」講師:林大輔氏	124人
	名古屋市高齢・障害福祉職員研修	共催:名古屋市社会福祉協議会、名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋市知的障害者更生相談所 発達障害研修(実践編) 講師:アイズサポート 伊藤久志氏	82人
9月	職業教室「発達障害や特性のある学生のための就労についての学習会」	「相談しながら就労をすること」 講師:愛知県立大学障害学生支援コーディネーター 瀬戸今日子氏、名古屋東ジョブトレーニングセンター管理者 原田佳子氏 他	43人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座(ベーシック研修①)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 「オリエンテーション」「リソースブックの作り方と地域活動」「基礎講座」	21人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座(ベーシック研修②)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 「相談の技術」「実技研修ガイダンス」「ロールプレイデモンストレーション」「ロールプレイ」	21人
10月	進路の学習会	共催:中央療育センター 「進路について」「就労について」「先輩お母さんの体験談」 講師:高柳俊児氏、村瀬頼子氏、ペアレント・メンター	174人
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会(第3回)	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 ワークショップ 講師:若子理恵氏	30人

区分	事業名称 ※下線は、りんくす主催	事業内容	参加者数
10月	TEACCH プログラム研究会愛知支部主催講演会	主催:TEACCH プログラム研究会愛知支部 「暗黙のルールを理解する ～その道具を手に入れよう～」講師:大正大学臨床心理学部臨床心理学科准教授 稲田尚子氏	38人
11月	ペアレント・トレーニング実施者養成研修実践報告会	共催:名古屋大学心の発達支援研究実践センター 講師:特任教授 野呂健二氏、特任助教 横山佳奈氏、実践報告者4名	34人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座(応用研修①)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 「発達障害と不登校～背景にある不安に着目して～」講師:名古屋大学総合保健体育科学センター特任准教授 小川しおり氏	25人
	権利擁護講演会(トラブルシューティング拡大講演会)	共催:あいち発達障害者支援センター 「支援している人が警察に連れていかれてしまったら!～発達障害・知的障害のある方の『触法』支援～」講師:児童精神科医 吉川徹氏、元法務省法務技官 岡部はるか氏、弁護士 高森裕司氏 話題提供:愛知県地域生活定着支援センター 丹羽宏太氏	237人
12月	ABAutism 行動論的アプローチや自閉症支援に関して幅広く学ぶ研修会	主催:アイズサポート 「応用行動分析の基礎と実践」講師:伊藤久志氏、「構造化による環境調整の基礎と実践」講師:林大輔氏、ライブディスカッション	46人
	あいち LD 親の会かたつむり学習講演会	主催:あいち LD 親の会かたつむり 「思春期・青年期～性的興味や性衝動への対処法」講師:小栗正幸氏	82人
1月	愛知県ペアレント・メンター養成講座(応用研修②)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 「発達性ディスレクシアって?」講師:ディスレクシア協会名古屋代表 吉田優英氏、LD 疑似体験・発達性ディスレクシアの保護者の体験談発表	32人
	TEACCH プログラム研究会愛知支部主催講演会	主催:TEACCH プログラム研究会愛知支部 「これからの自閉症支援を考える ～地域で暮らすとは～」講師:長崎国際大学大学院 草原比呂志氏、よこはま発達グループ 佐々木康栄氏	40人
	施設職員のための連続セミナー①	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 「自閉症の理解ー行動特性と学習スタイル」「構造化について」講師:諏訪利明氏	31人
2月	NHK ハートフォーラム・りんくす名古屋講演会(市民向け講演会)	共催:NHK 名古屋放送局、NHK 厚生文化事業団 「実は身近な発達障害 変わりゆく社会の中で『働き方』を考えよう」講師:愛知学院大学経営学部教授 関千里氏、名古屋市総合リハビリテーション事業団自立支援部長 稲葉健太郎氏、(株)エンカレッジ代表取締役 窪貴志氏	265人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座(事例検討①)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 子育て実践報告・登壇者によるパネルトーク	28人
	名古屋市強度行動障害者支援事業座談会	主催:名古屋市(委託先:名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会) 強度行動障害者支援事業の事例報告・座談会 事例発表者:小澤青氏、神谷拓司氏、アドバイザー:森口哲也氏、専門支援員:杉本都氏、大川善之氏、西山裕一氏	97人
	施設職員のための連続セミナー②	主催:愛知県自閉症協会・つぼみの会 「行動障害への対応」「家族支援について」講師:諏訪利明氏	31人
	あいち LD 親の会かたつむり学習講演会	主催:あいち LD 親の会かたつむり 「読み書きなどに困難のある小学生への家庭で出来る指導」講師:山田充氏	99人
3月	愛知県ペアレント・メンター意見交換会②、養成講座(事例検討②)	主催:愛知県ペアレント・メンター等活動推進協議会 意見交換会、事例検討、フリートーク	23人
	世界自閉症啓発デー無料映画上映会	共催:JDD ネット愛知 映画タイトル『はざまに生きる、春』 事前申込不要、同日2回上映	596人
	アイズサポート研修会	主催:アイズサポート 「発達障害のある子どもを支援するために必要なこと」講師:大湫病院 児童精神科医 関正樹氏 シンポジウム「支援の最前線から学ぶ”令和の発達障害”支援」	112人
合 計 42回			3,137人

表5 講師派遣・コンサルテーション

対象分野	派遣先・研修内容等	回数	参加者数
医療	名古屋市立大学 医療・保健 学びなおし講座 名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校 学生向け講義（2回）	3回	110人
福祉	日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 心理臨床専攻講義 認定NPO法人子育て支援のNPOまめっこ スタッフ研修 株式会社スターシャル教育研究所 トワイライトスクール指導員研修 (福)みなと福祉会 新規採用職員フォローアップ研修 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会等 福祉施設新規採用職員研修 (株)ヒーローズホールディングス 児童発達支援事業所保育士向け研修 名古屋市民生委員児童委員北区支部総会 名古屋市中保育園エリア支援保育所 地域型保育事業学習会 子ども・子育て支援センター すくすくサポーター養成講座 名古屋市社会福祉協議会 ホームヘルパー現任研修 名古屋市社会的養育施設協議会 新規採用者研修 子ども・子育て支援センター すくすくサポーター養成講座 名古屋市強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 昭和区宿泊型避難所運営訓練 障害講話 名古屋市学童保育連絡協議会しょうがい児部会 研修会 昭和区東部いきいき支援センター 職員研修 NPO法人ごととべえの会 職員研修 名古屋市高齢者就業支援センター 生きがい就業支援講習・子育てサポーター講習 (福)名古屋キリスト教社会館 ホームヘルパー現任研修 中川区東部いきいき支援センター職員勉強会 愛知県女性福祉会成願荘 愛知県女性福祉会合同研修 (福)飛翔 職員研修 すくすくサポーター養成講座 キッズデュオインターナショナル名鉄星ヶ丘職員研修 児童委員活動研修会 すくすくサポーター養成講座 健康福祉局総務課福祉コンシェルジュフォローアップ研修 名古屋市障害者相談支援従事者共通研修 愛知県強度行動障害支援者応用研修 子ども青少年局強度行動障害支援者養成研修(基礎)	30回	1,498人
	機関コンサル テーション 名古屋市重層支援体制整備事業 包括的相談支援チームに対するスー パーバイズ(18回)	18回	199人
教育	県立守山高等学校 現職教育 啓明学館高等学校職員研修 教育センター 個別の指導・支援推進講座 名古屋市中区保健主事・養護教諭研究部会 特別支援教育推進講座 大原法律公務員専門学校 職員研修 愛知学院大学経営学会講演会・シンポジウム	7回	130人
	機関コンサル テーション 名古屋市私立幼稚園協会巡回研修(幼稚園2園を各2回) 名古屋市教育委員会 特別支援教育専門家チーム派遣事業(小学校3 校、幼稚園1園を各1回)	8回	21人
家族	(一社)はっぴーひろば 小学校入学に向けての勉強会 つながるひろば恵方の家主権保護者向け講演会 子育て応援拠点こころと親子向け講演会 ステラBASE千種校 保護者向け講演会	4回	69人
司法・警察	名古屋矯正管区刑事施設処遇部長協議会研修 名古屋家庭裁判所 要配慮者対応研修	2回	69人
その他	名阪近鉄バス(株) 特別支援学校スクールバス添乗員研修(2回)	2回	57人
合計		74回	2,153人

(3) 情報発信

発達障害への理解を深めてもらうために、様々な情報発信や意識啓発等を目的としたリーフレットの作成・配布を行っている。リーフレット「発達障害の理解のために」は発達障害に関する知識等をコンパクトにまとめてあり、広く研修等の場で配布している。また、診断を受けたばかりの幼児の保護者向けには、障害特性や基本的な対応等をわかりやすく説明した「広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）ってなあに？」を、思春期・青年期向けには「自立応援ノート～発達障害のあるあなたへ～」をホームページに掲載している。その他、ホームページ上で研修案内や支援ツールを紹介する等、情報を積極的に発信している。

(4) 関係機関等との連携

個別の相談内容に応じて、関係機関と連絡調整し、適切な支援ができるようネットワークを作るとともに、ライフステージを通して一貫した支援ができるように取り組んでいる。りんくすが参加した関係機関の会議等は以下のとおり。

名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会
名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会
名古屋市障害者就労支援推進会議（名古屋市健康福祉局）
障害者基幹相談支援センター運営・調整会議（名古屋市健康福祉局）
就労移行支援事業所連絡会（名古屋市健康福祉局）
強度行動障害者支援事業定例打合せ（名古屋市健康福祉局）
あいち発達障害者支援センター連絡協議会
愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会
愛知障害者雇用支援連絡協議会（愛知障害者職業センター）
名古屋地域障害者雇用連絡会議（ハローワーク名古屋中）
ワークダイバーシティ in 名古屋ネットワーク会議
名古屋市特別支援教育連携会議
ひきこもり支援関係団体連絡会議
愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会
発達障害者支援センター全国連絡協議会総会
発達障害者支援センター全国連絡協議会中部北陸ブロック会議
児童相談機関連絡会
昭和区自立支援連絡協議会総会、精神障害者部会、防災部会、事業者部会
名古屋市重層的支援体制整備事業に関する懇談会
名古屋駅乗換空間のユニバーサルデザインに係る意見聴取会

(5) 地域支援マネジャー事業

地域支援機能の強化のため、令和5年度から地域支援マネジャーを2名配置し、機関コンサルテーション事業（令和5年9月開始）と研修等を行っている。重点領域を強度行動障害（18歳未満）及び触法障害者（18歳以上）としている。

機関コンサルテーション事業では、対応困難なケースを抱える名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所等に対して、事業所訪問、課題の整理、学習会等を行い、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指している。令和6年度は、8事業所に対して、31回実施した。

表6 地域支援マネジャー事業研修会（表4から再掲）

区分	事業名称 ※下線は、りんくす主催	事業内容	参加者数
7月	<u>暮らしのルール</u> の伝え方	「暮らしのルールブックとは？」、グループワーク、実践報告 講師：南口芙美氏	54人
11月	<u>権利擁護講演会(トラブルシューティング拡大講演会)</u>	共催：あいち発達障害者支援センター 「支援している人が警察に連れていかれてしまったら！～発達障害・知的障害のある方の『触法』支援～」講師：児童精神科医 吉川徹氏、元法務省法務技官 岡部はるか氏、弁護士 高森裕司氏 話題提供：愛知県地域生活定着支援センター 丹羽宏太氏	237人
2月	名古屋市強度行動障害者支援事業座談会	主催：名古屋市(委託先：名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会) 強度行動障害者支援事業の事例報告・座談会 事例発表者：小澤青氏、神谷拓司氏、アドバイザー：森口哲也氏、専門支援員：杉本都氏、大川善之氏、西山裕一氏	97人

(6) 事業の実施状況

人材育成・普及啓発、関係機関等との連携及び地域支援マネジャー事業の実施状況について、令和4年度からの推移を表7に示す。

表7 事業実施状況の推移（過去3年間）

区 分		実施回数・参加者数等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人材育成・普及啓発	りんくす主催の研修・講演会等	実施回数	17回	16回	17回
		参加者数	919人	1,625人	1,648人
	りんくす共催の研修・講演会等	実施回数	19回	23回	25回
		参加者数	2,620人	1,675人	1,489人
	講師派遣	実施回数	58回	51回	48回
		参加者数	1,577人	3,293人	1,933人
機関コンサルテーション	実施回数	8回	16回	26回	
	参加者数	16人	72人	220人	
関係機関等との連携	会議等参加	参加回数	47回	56回	68回
地域支援マネジャー事業	機関コンサルテーション	事業所数	-	5事業所	8事業所
		実施回数	-	10回	31回
	研修・講演会(再掲)	実施回数	-	3回	3回
		参加者数	-	214人	388人

児童福祉センター のご案内



最寄駅

地下鉄：鶴舞線 川名駅 1 番出口 徒歩 12 分

市バス：宮 裏 徒歩 3 分

栄 17 号系統（栄 【吹上経由】 ⇄ 名古屋大学）

八事 12 号系統（千種駅前【川原通経由】 ⇄ 島田一ツ山）

令和 7 年 9 月 発行

令和 6 年度版（2024 年度版） 名古屋市児童福祉センター 事業概要

発 行 者 名古屋市児童福祉センター

所 長 谷 合 弘 子

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地

TEL (052) 757-6111 (代)
